

# 島根原子力発電所 2号機の再稼働判断 に係る知事・3市長会議について

防災安全部防災安全課

1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について

資料2-1

- (1) 日 時 令和3年11月9日(火) 16:00~17:00
- (2) 場 所 サンラポーむらくも
- (3) 出席者 県知事、出雲市長、安来市長、雲南市長
- (4) 議事内容
  - ①安全対策協議会、住民説明会等における意見の報告について
  - ②県から国への確認・要望事項について

2. 第3回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について

資料2-2

- (1) 日 時 令和3年12月11日(土) 10:00~12:00
- (2) 場 所 サンラポーむらくも
- (3) 出席者 県知事、出雲市長、安来市長、雲南市長、経済産業省、中国電力(株)
- (4) 議事内容
  - ①県の重点要望事項及び確認事項に対する国の回答
  - ②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答
  - ③意見交換

3. 島根原子力防災安全等対策交付金の見直しについて

資料2-3

4. 島根原子力発電所2号機に係る県からの意見照会について

資料2-4

1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1

①安全対策協議会、住民説明会等における意見の報告について

〔特〕 県特委、〔安〕 県安対協、〔住〕 住民説明会

〔安全対策に係るもの〕

	質問・意見	回答主旨
①	<p>〔自然災害〕</p> <p>島根原発に及ぼす影響が大きいと考えられる地震である宍道断層の長さ 39 kmについて、これまで何度も長さが延ばされてきているが、その理由は何か。</p> <p>また、宍道断層と鳥取沖西部断層は連動するのではないか。</p> <p style="text-align: right;">〔特〕〔住〕</p>	<p>従前は、活断層が途切れた地点を活断層の端部として扱っていたものを、活断層がないことを明確に証明できない地点は活断層があるものとして扱うこととしたため、宍道断層の長さは約 39km となった。</p> <p>宍道断層と鳥取沖西部断層との連動については、海上音波探査による地下の地質構造や重力異常の分布などから、連動しないものとした。</p>
②	<p>〔自然災害〕</p> <p>熊本地震のように、2つの基準地震動が連続して起きる想定はしているか。</p> <p style="text-align: right;">〔住〕</p>	<p>基準地震動は、極めて厳しめに設定してあり発生する確率も低いため連続して2回起きることは想定していない。</p> <p>一定の基準を超える揺れの地震が起きれば原子炉は自動的に停止することとなり、停止後は点検して安全であることが確認できないと動かさない。2回目が起きても止まっているので、既に圧力が落ちており1回目ほどの負荷は機器にかからない。</p>
③	<p>〔自然災害〕</p> <p>地震はどこでおきるかわからない。</p> <p style="text-align: right;">〔住〕</p>	<p>地震は、事前に活断層の存在が指摘されていなかった場所でも起こっているため、島根原発では、そのような地震のうち、「2000年鳥取県西部地震」と「2004年北海道留萌支庁南部地震」の2つの地震が、発電所の直下で発生したと想定した上で、基準地震動として選定している。</p>
④	<p>〔重大事故対策〕</p> <p>外部電源や非常用ディーゼル発電機が使用できなくなった場合、どのように対応するのか。</p> <p>また、大量送水車で、原子炉等を冷却できるのか。</p> <p style="text-align: right;">〔特〕</p>	<p>外部電源と同時に非常用ディーゼル発電機が使えなくなった場合は、原子炉の蒸気で駆動する設備（原子炉隔離時冷却系又は高圧原子炉代替注水系）を用いて高圧注水を行い原子炉を冷却するとともに、新たに配備したガスタービン発電機等を用いて給電を行う。</p> <p>その後、状況に応じて大量送水車を用いて低圧注水を行い原子炉を冷却するが、その水源は輪谷貯水槽に確保し、また、原子炉建屋外部に専用の接続口を設けるなど、低圧注水が確実にできるよう対策をとっている。</p>

1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1

	質問・意見	回答主旨
⑤	<p>〔重大事故対策〕 地震や津波の際に中国電力の対応人員は発電所に集まれるのか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>発電所には運転中47名が常駐しており、2号機が被災した時にはその要員で対応できる。</p> <p>発電所外からの参集についても、参集手段が徒歩のみとなった場合などであっても事故後8時間以内には倍以上の人数が参集可能である。</p>
⑥ 確認 ② ③	<p>〔テロ対策〕 ミサイル等による武力攻撃や大型航空機の衝突等のテロにはどのように対応するのか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>ミサイル攻撃等の武力攻撃事態やテロについては、事態対処法と国民保護法に基づき対応することとなっている。</p> <p>ミサイル攻撃等で原子力施設が被害を受けた場合には、使用できる設備等で、放射性物質の放出や拡散を防ぐこととなる。</p>
⑦ 確認 ①	<p>〔原子力事業者としての資質〕 不適切事案や不祥事を繰り返している中国電力は原発を運転する事業者として信頼できるのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】【住】</p>	<p>設置変更許可の審査の中で、技術的能力があることは確認した。また、安全管理や組織の運用管理面の体制については、保安規定の審査で確認していく。一方、事業者の安全意識やその質が確保されているかについては、日常の原子力規制検査で確認していく。この検査では、原発に常駐している検査官が必要と考える際に現場の実態を直接確認することとしており、また、事業者の全ての安全活動を検査対象とし、重要度に応じて検査の量や種類を増やすことになるので、事業者の安全意識の確保等に効果的な対応ができるかと考える。</p>
⑧	<p>〔訓練〕 どのような安全対策がとられようとも、それをきちんと運用できなければ意味がない。そのためには訓練が重要と考えるが、どのような訓練が行われるのか。</p> <p>また、福島事故の教訓を踏まえ、例えば冷却系のシステムを運転中に実際に動かしてみるといった質の高い訓練を行うべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>重大事故の対応については、想定を超える大規模損壊も含めて手順書を策定し、稼働前を含め定期的に訓練することとなっている。また、その訓練などについては、規制当局が検査でしっかり確認していくこととなっている。</p> <p>また、想定しているシナリオと異なるシナリオを突然付与し、対応できるかというような訓練も行う。</p> <p>原子炉に注水する設備などを使用した訓練は、安全対策上難しいが、そのような訓練はシミュレーターで行うこととしている。</p>
⑨	<p>〔安全対策全般〕 設置変更許可は、規制基準を満たすかを審査するのであって、もうこれで原発事故は起きないということか。</p> <p>リスクが0にならなければ、島根原発2号機の再稼働は認められない。 【安】【住】</p>	<p>新規基準に適合したとしても、また、どのような安全対策を行ったとしても、それが「絶対に安全である、リスクはゼロになる」ということを意味するものではない。</p>

1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1  
 〔避難対策に係るもの〕

	質問・意見	回答主旨
①	<p><b>〔屋内退避〕</b>                      屋内退避の有効性等について、どのようにして住民の理解を深めていくのか。                      屋内退避の指示に従わない住民が多ければ、渋滞も発生しかねないが、どのように対応するのか。</p> <p style="text-align: right;"><b>【特】</b></p>	<p>屋内退避の有効性等について住民理解を深めていくには、例えば、自治体等で様々な媒体による広報を実施するほか、訓練の際に住民の方に分かりやすく伝える機会を設けるなど、住民との接点を増やしながらか対応していく。</p> <p>避難ルートについては、渋滞が発生しないよう、信号機の多いエリアや橋を避けて設定しているほか、日頃から広報等を行うこととしているが、道路事情等、状況によっては、渋滞の発生は起こり得るため、その際は、避難ルートの信号を一斉に青にするなど、警察ときめ細かく連携して対応する。</p>
②	<p><b>〔避難時の風向きの予測〕</b>                      福島のような事故があった場合、その時の風向きで放射能がどの方向に流れるのかによって、住民避難の方角は変わると思うが、避難対策は無風状態を想定しているのか。風向きによるシミュレーションも必要ではないか。</p> <p style="text-align: right;"><b>【住】</b></p>	<p>P A Zについては、放射性物質放出前に避難することとしているため、避難先等に風向の影響は受けない。</p> <p>U P Zについては、風向きによって、気体状の放射性物質が通過する際に外にいと、かえって被ばくするリスクがあるため、放射性物質が通過する間は屋内退避をしていただく。</p> <p>その後、流れてきた放射性物質が沈着すると長期的な影響が及ぶため、各モニタリングポストの測定値をもとに、一時移転が必要な地域を速やかに特定し、特定された地域の住民には一週間程度内に避難していただく仕組みとなっている。</p> <p>また、避難先がそのような地域に該当する場合は避難先を変更するとともに、避難ルート上の地域の状況も考慮したルート設定を行う。</p> <p>このように、風向きを予測して避難先や避難ルートを決定することは予定していない。</p>
③	<p><b>〔要支援者の避難〕</b>                      要支援者が確実に避難できるのか、不安の声があげられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化率が高い地区では、迅速な対応が出来ず、補助することも困難な場合があるため、自主防災組織など小さな単位から支援体制を考えていかなければならないのではないか。</li> <li>・ 人工透析患者が避難する場合、避難先でも人工透析を受けることが出来るのか。</li> <li>・ 放射線防護施設には、ケアテイカーや付</li> </ul>	<p>福島原発事故の避難では、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者については、体調などを考慮しなかったり、あらかじめ避難先を確保していなかったり、車両を確保しないまま避難をしたため、避難中又は避難先で亡くなる事態が発生した。</p> <p>その反省から、避難を行うことにより健康リスクが高まる入院患者や施設入所者、在宅の要支援者等は、まずは、放射線防護機能を付加した施設に屋内退避していただくこととしており、その支援者も含め収容できる定</p>

1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1

	質問・意見	回答主旨
	<p>き添いなどの支援者も収容可能か。 【特】【安】【住】</p>	<p>員を確保している。 また、避難に必要となる車いす車両やストレッチャー車両についても必要数を運転手等とともに確保する体制を整えている。 人工透析患者等の避難行動要支援者については、それぞれの事情を踏まえ、避難先での必要な対応が取れることが確認でき次第、移動をいただくなどの対応を行う。</p>
④	<p>【避難計画の審査】 避難計画は原子力規制委員会で審査しないのか。 【住】</p>	<p>原子力災害時の避難計画は、地域の実情を熟知している自治体と専門的な知見をもつ国が一体となって策定しているため、当事者である国が避難計画を法的に認可することは、適当ではないと考える。 また、避難計画を規制委が認可することを想定した場合、一定の基準さえ満足すれば良いとの考えなどにより、不断の見直しや改善を図る取組を阻害する可能性がある。</p>
⑤	<p>【避難者受入マニュアルの作成状況】 避難先において避難者の受入れマニュアルが未整備であることに住民は不安を感じており、こうした懸念は解消していただきたい。 【特】【住】</p>	<p>広島県・岡山県の受入については、平成27年から内閣府も足を運んで両県内の各自治体に説明をしている。 受入マニュアルについては、島根県が作成したガイドラインを参考に各市町村がマニュアルを作成し、今年度中に残りの市町村についても整備予定となっている。</p>
⑥ 確認 ④	<p>【複合災害時の対応】 自然災害による道路の寸断、集落の孤立が起きた場合、避難は確実に実行できるのか。また、大雪で広範囲にわたり孤立世帯が発生するなど、一度に多くの支援が必要となる場合や、地震・津波で多くの道路や港が被災し直ちに復旧できない場合などのように大規模な自然災害と原子力災害が併せて発生した際、自治体だけでは対応が困難なケースも想定されるが、その際には、具体的にどのような形で海上保安庁や自衛隊等の支援が受けられるのか。 【特】</p>	<p>避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更、又は新たにルートを設定するとともに、迅速に道路を啓開することとしている。 それでも道路が使えず、かつ、避難しなければならない場合は、海上保安庁、自衛隊、全国からの警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の支援を得て、ヘリコプターや船舶を使用し避難を実施することとしている。 このため、防衛省、海上保安庁が保有する機材で接岸あるいは着陸できる港湾や漁港等を一つ一つ確認している。 実際に使用できるかはそのときの気象条件等によるが、自衛隊の機材については、相当上陸しづらいところにも接岸できるようなものもある。</p>

	質問・意見	回答主旨
⑦	<p><b>〔避難道路の整備、橋梁の耐震化〕</b>                      松江市内の堀川などは橋梁の耐震化が全く進んでいないのではないかと。机上の空論ではなく、まずは避難道路の整備をしっかりと行うべきではないかと。</p> <p style="text-align: right;"><b>【住】</b></p>	<p>広域避難計画は、現在利用できる道路を避難経路として設定している。</p> <p>より円滑な避難のための道路整備については、地域住民の安全安心のために重要だと認識している。</p> <p>原子力災害時の避難時にも主たる経路として使用する緊急輸送道路については、県の整備計画に基づき、橋梁の耐震化等のハード対策を着実に進めている。</p> <p>一方、避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更、又は新たにルートを設定するとともに、迅速に道路を啓開するなどのソフト対策の両面に対応することとしている。</p>
⑧	<p><b>〔隠岐航路と海上避難〕</b>                      隠岐への物流・人流の拠点である七類港と境港は30km圏内にあるが、対策はとられているのか。</p> <p>海上を避難する場合、海運業者や漁業者への情報伝達が大変重要と思うが、考え方は整理されているのか。</p> <p style="text-align: right;"><b>【特】</b></p>	<p>本土側で避難指示が出され、七類港や境港が使用できなくなる場合などには、UPZ外の港の使用や自衛隊、海上保安庁などの実動組織による緊急輸送を行う。</p> <p>また、海上においても事故の状況によっては、避難行動をとっていただくことになるので、船舶等に対しては、海上保安庁や県から必要な情報伝達や注意喚起を行うこととしている。</p>
⑨	<p><b>〔避難方法〕</b>                      福島原発事故では、30km圏外も避難しているのに、計画を30km圏内に限っているのはなぜか。</p> <p style="text-align: right;"><b>【住】</b></p>	<p>福島原発事故の際、30km圏外では、飯館村の積算の被ばく線量が、緊急時における国際基準（20～100mSv/年の下限の20mSv/年）を超える恐れがあったため事故発生から1ヶ月後に「計画的避難区域」に指定された。</p> <p>UPZの距離は、国際基準をもとに設定されているが、UPZ（5～30km圏）外においては、プルームの通過後、万が一、一時移転が必要となっても、実施するまでには十分な時間的余裕があるため、あらかじめ計画を策定する必要はないとされている。</p> <p>そのため、30km圏外の地域については、あらかじめ避難計画等を作成していないが、原発事故が起こった際には、30km圏内と同様に原発事故の状況について情報提供するとともに、必要に応じて避難等に関する指示を行うこととしている。</p>



1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1

	質問・意見	回答主旨
<p>⑩ 確認 ⑤</p>	<p><b>〔新型コロナウイルス感染症対策等への対応〕</b>                      密閉が求められる屋内退避と三密回避が必要な新型コロナウイルス感染症対策は両立し得ないのではないか。                      新型コロナウイルス感染症対策として、避難所内での人と人との距離の確保などの措置をとれば、避難所の収容可能人数は少なくなると思うが、避難所数は足りているのか。同様にバスは足りるのか。                      感染症により医療施設が逼迫するような状況では、原発災害時の医療調整など出来ないのではないか。                      【特】【住】</p>	<p>屋内退避の際、社会福祉施設等においては、放射性物質の飛散がない時間帯において30分に1回程度は換気することができるよう、きめ細かい情報提供を行う。                      また、避難所の収容可能人数には一定の余裕分を見込んでいるので、この余裕分を活用し感染症対策に対応することが可能であるが、その際は、地域の感染症の発生状況や原子力災害の事態の状況の両面からリスクを見て関係自治体と調整を行うこととしている。                      バスについても余裕台数がある。</p>
<p>⑪</p>	<p><b>〔原発から放射性物質が放出された際の避難〕</b>                      フィルタベントを通して放出された場合、被ばく量はどの程度か。放射性希ガスはフィルタを付けても吸着できないのではないか。                      その場合、被ばくを前提とした避難となるのではないのか。どのような根拠をもって基準を設定しているのか。                      それは乳幼児や乳児であっても同様の扱いか。                      【特】【安】</p>	<p>フィルタ装置を通すことで粒子状の放射性物質の放出量を1/1000以下まで低減することができる。希ガスは、フィルタでは吸着できないが、放出までの間、格納容器内に閉じ込めることで放射能が減衰される。フィルタベントにより、福島原発事故時には、10000TBq 放出されたとされる放射性物質（セシウム137）が、島根2号機では4.8TBqまで抑えられるとしている。                      放射性物質放出後は、UPZについては、毎時20μSvを超える場合は一時移転等を行うこととなるが、この基準は福島原発事故の教訓やIAEA（国際原子力機関）の国際基準も踏まえ、国際基準よりも一定程度厳しめな数字をとっており、基本的にこの数値に従っていれば健康上の影響は大きくない。</p>
<p>⑫</p>	<p><b>〔避難対策の実効性〕</b>                      様々な課題がある中で、避難計画の実効性はなく、住民は原子力災害が起こった際の避難に不安を抱いている。                      避難計画には、最低限ここまで出来ていないといけないという基準を設けるべきではないのか。                      また、避難計画の実効性が有るのか無いのかは、避難することとなる住民一人ひとりが判断すべきではないか。                      どんなに対策を講じてもこれで十分ということはないので、計画の精度をきめ細かくバージョンアップしていく努力は避難先を含む中国5県全体でやっていただきたい。                      【特】【安】</p>	<p>避難計画の実効性は、有るか無いかという問題ではなく、また、ここまでやれば十分という問題でもなく、継続して高めていくものと考えている。                      避難計画の実効性を高めていくためには、行政対応者の対応能力と住民の方々の理解の2つが要素と考えている。                      対応能力については、避難先や避難経路、経路が使えない場合の対応等を、関係省庁や関係自治体がそれぞれの計画を持ち寄って連携を取れるようにしてきた。また、訓練等を通じて、これからも計画は継続的に見直して、実効性を向上させていく。                      （住民の方々の理解については、①のとおり。）</p>



1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1

	質問・意見	回答主旨
⑬ 確認 ⑥	<p>〔避難が長期化した場合の補償〕 避難が長期化した場合、どのような対応がとられるのか。補償はされるのか。 【住】</p>	<p>仮に長期化した場合は、福島のを踏まえながら支援のスキームを用意している。 また、原発事故が起きた場合の被災者の救済等を目的として、原賠法、補償契約法があり、最終的には中国電力が補償を行うことになっており、必要に応じて国もそのための援助を行う。</p>
⑭	<p>〔行政機能の機能不全時の対応〕 広域避難の司令塔になる県庁が原発から9km弱、松江市役所も10km以内であり、機能不全になることを危惧している。 機能不全を防ぐための方策は県だけでなく、国も責任を持ち、重視すべき問題だと思いがどうか。 【住】</p>	<p>万が一、庁舎が機能不全になった場合、自治体において業務継続計画を立てていると思うが、国も原子力災害対策本部を立ち上げるので、国と自治体が一体となって、避難指示後の住民避難等に落ちがないよう対応していきたい。 また、県災害対策本部の移転が必要になった場合に備え、移転先における通信連絡設備や、移転先が30km圏内であることを考慮した放射線防護対策設備が整備されている。</p>

〔国のエネルギー政策に係るもの〕

	質問・意見	回答主旨
①	<p>〔原発の必要性〕 海外では原発を止めている国があるのに、日本で維持しようとする理由は何か。 【特】【住】</p>	<p>IEA（国際エネルギー機関）は、「クリーンエネルギーへの転換において原子力は重要な役割を果たす」としており、米国、欧州、中露をはじめ、原子力政策を積極的に推進している国もある。 資源の乏しい我が国の経済や生活を守っていくためには、電力の安定供給、経済効率性、環境適合の観点から、安全性の確保を大前提とした上で、原子力を使っていかざるを得ない。</p>
②	<p>〔原発の必要性〕 原子力の発電コストが低いとは言えなくなったという指摘があるが、メリットは薄れているのか。 【特】【住】</p>	<p>コスト試算は、更地に新たな発電施設を建設する前提であり、最も低い事業用太陽光と比べて、原子力が若干高いが、低廉な電力となっている。 なお、この試算では、原子力については、安全対策費、核燃料サイクルや使用済燃料最終処分費、事故リスク費用が含まれているが、事業用太陽光については、天候によって左右される出力を火力や揚水発電でバックアップするためのコストは含まれていない。</p>

1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1

	質問・意見	回答主旨
③	<p>〔原発の必要性〕 電気が足りている現状で、原発を稼働する必要があるのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>電気は現状では足りてはいるが、需給の状況は逼迫してきている。その中で地球温暖化に対応するためには再生可能エネルギーの導入を図る必要があるが、賦課金という形で国民負担が増えていくこと、気象条件により出力が不安定なことなどの課題がある。こうしたことを踏まえると、原発も一定程度必要である。</p> <p>日本が抱えるエネルギー事情を丁寧に説明していく。</p>
④ 確認 ⑦	<p>〔原発の必要性〕 CO<sub>2</sub>の排出削減目標について、原発ではなく、再生可能エネルギーでは達成できないのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>再生可能エネルギーについては、天候等による変動を火力発電でバックアップする必要があること、賦課金という形で国民負担が増えていくこと、適地が限られていることなどから、一定の制約がある。</p> <p>その主力電源化に向けて最大限取り組んだとしても、電源構成の20～22%を原発に頼らざるを得ない。</p>
⑤ 確認 ⑦	<p>〔原発の必要性〕 今の日本のエネルギー事情を考えたときに原発は必要不可欠な電源であるということを政府がはっきりと示すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>資源が乏しい日本において安定かつ安価で気候変動問題を考えたときに、原子力は欠かせないというのが政府の認識であり、国民、県民の皆様にも直接説明する機会を数多く作っていく。</p>
⑥	<p>〔核燃料サイクル〕 放射性廃棄物の問題の目処が立っていない中で、原発を動かしてもらっては困る。 仮に六ヶ所の再処理工場が稼働すれば、年間8トンのプルトニウムが出てくるが、使うあてもなく、核不拡散条約に抵触し、国際的な信用を失う重要な問題ではないか。 使用済MOX燃料の再処理については、全く予定が立っていないなど、核燃料サイクルには多くの課題がある。</p> <p style="text-align: right;">【特】【安】【住】</p>	<p>六ヶ所村の再処理工場、MOX燃料加工工場に規制委員会の許可が出たこと、最終処分について2町村で文献調査が開始されたことは一定の前進と考えている。</p> <p>廃棄物については社会全体で必ず解決しなければならない課題であり、政府として強い決意と責任を持って取り組んでいく。</p> <p>IAEA（国際原子力機関）では、日本にあるプルトニウムを含む全ての核物質が平和的な利用に留まっているという結論を出している。</p> <p>電気事業連合会においても新たなプルサーマル計画を令和2年12月に策定し、プルサーマルを早期かつ最大限導入することとしている。</p>
⑦	<p>〔原発の必要性〕 国が、原発の再稼働を国策として進めることを説明し、安全性についてしっかりと検証すれば、国民の理解は得られるのでは</p>	

1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1

	質問・意見	回答主旨
	<p>ないか。再稼働は必要であると考えている。</p> <p style="text-align: center;">【住】</p>	

〔中国電力に係るもの〕

	質問・意見	回答主旨
①	<p>〔安全協定〕</p> <p>立地自治体並みの安全協定締結を望む周辺自治体からの要請に対し正面から答えようとならない中国電力の姿勢について改善を求めたい。周辺自治体に対し立地自治体並みの安全協定を認めることが、中国電力の信頼回復につながるのだと思う。</p> <p style="text-align: center;">【特】</p>	<p>事前了解等については、これまでの経緯を踏まえ対応をしているが、周辺自治体の住民の安全と環境の保全を守るという安全協定の趣旨は全く同じである。</p> <p>安全協定だけが、住民の安全を守るものではないと考えており、原子力防災の取組も含めて協議しながら、できる限りの対応をしていく。</p>
②	<p>〔原子力事業者としての資質〕</p> <p>中国電力の度重なる不適切事案については、原発に反対の立場からだけでなく、様々な立場の方から不安の声を聞いている。安全文化醸成のために、しっかりと対応いただきたい。</p> <p>人口が集中する県庁所在地に唯一ある島根原発の設置者として、福島原発事故から得られた教訓を踏まえ、緊張感を持ち、県民の安全確保を担保することが、中国電力の大きな役割と使命だと思う。</p> <p style="text-align: center;">【特】</p>	<p>安全文化の意識醸成の取組を、社員のほか、協力会社に対してもしっかりとやるとともに、しっかりと指導するための監視評価組織を立ち上げた。</p> <p>意識の醸成と監視・管理の両面での取組により、全員が同等の安全文化の意識をもてるように取り組む。</p> <p>発電所が県庁所在地にあり、事故があれば非常に影響が大きいと認識している。</p> <p>福島原発事故においては、情報の一元化が出来なかったことが最大の教訓と考えており、防災ネットワークを含めた体制をしっかりと構築した。</p> <p>想定外の場合の危機管理については、トップ以下しっかりした対応力が持てるように、教育のプログラムを受けるなど、引き続き、緊張感をもってトラブルを起こさないようにしっかりと管理対応していく。</p>
③	<p>〔使用済燃料の最終処分〕</p> <p>島根原発の使用済燃料は全量搬出されるのか。</p> <p>乾式キャスクを設置する予定はあるのか。</p> <p style="text-align: center;">【住】</p>	<p>島根原発は貯蔵容量にまだ余裕があるため、当面現行の貯蔵設備を活用する。</p> <p>将来は、「使用済燃料の貯蔵状況等を勘案して、敷地内外における乾式貯蔵施設等種々の貯蔵方策について検討する。</p>
④	<p>〔原子力事業者としての責任〕</p> <p>避難計画の実効性を高めるために絶えず努力をしなければならぬという多大な負担を強いていることを、中国電力は認識しているのか。</p>	<p>福島のような事故を二度と起こしてはならないという気持ちで、しっかりと安全対策、新規制基準にも対応してきた。</p> <p>事故を起こさないよう最大限努力した上で、防災対策に対しても、ストレッチャー車</p>

1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1

	<b>【特】</b>	両の支援や、汚染測定のための1300人の社員の派遣など、最大限の協力していく。
--	------------	---

〔その他〕

	質問・意見	回答主旨
①  確認 ⑧	<b>【判断時期】</b> 国は、なぜ設置変更許可後という時期に県に対し再稼働に対する理解の要請を求めてきたのか。  <b>【住】</b>	他地域と同様の扱いとしている。
②	<b>【アンケート、住民投票】</b> いったん再稼働すれば、住民は長期に渡りリスクを負うことになるのに、その判断を一部の人で決めてよいのか。例えば、アンケートや住民投票を行って合意形成するようなプロセスをつくるべき。  <b>【住】</b>	原発について理解を得る形については様々な形があると考えており、国が一律に決めるのは適切ではない。 地域の自治体と良く相談の上、地元の理解を得られるよう取り組んでいく。

②県から国への確認・要望事項について

意見・質問等に関し、県として国に確認しておくべきと考えている事項

【安全対策】

- ① 中国電力は、これまで度重なる不適切事案を起こしてきている。これは、安全に対する意識が低く、また、緊張感と責任感が著しく不足していたためと考えられているが、この様な事業者が安全に原発を運転するためにどのような対応をとられるのか。(原子力規制庁)
- ② 意図的な航空機の衝突等のテロにより、原子力施設が被害を受けた場合は、原子炉建屋は破壊されないのか。また、使用できる設備等で、放射性物質の放出や拡散を防ぐことができるのか。(原子力規制庁)
- ③ ミサイル攻撃等の武力攻撃事態やテロについては、どのように対応するのか。(資源エネルギー庁)

【避難対策】

- ④ 大雪などのように広範囲にわたり一度に多くの支援が必要となる災害や、地震・津波などのように多くの道路や港の被害が直ちに復旧ができない災害などが原子力災害と併せて発生した場合、自治体だけでは対応が困難なケースも想定される。例えば、避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更、または、新たにルートを設定するとともに、迅速に道路を啓開することとしているが、それでも道路が使えない場合、海上保安庁、自衛隊、全国からの警察及び消防等の支援を得て、ヘリコプターや船艇を使用し避難を実施する場合、どのように避難を行うのか。また、緊急時対応で定めた港湾等が、津波等で被災した場合、具体的にどのようにヘリコプターや船艇で避難を行うのか。(内閣府)
- ⑤ 感染症流行下で、避難所を計画していた数よりも多く確保する必要が生じたとき、また避難先の自治体が自然災害で被災して受入対応が難しい場合などで、岡山県、広島県よりもさらに広域に避難者の受入調整を行わなければならないときは、自治体の対応だけでは困難であり、国が前面に立って受入先自治体の確保のための調整を行うことを改めて確認する。(内閣府)
- ⑥ 避難が長期に及んだ場合の、二次避難先の確保や避難先・避難元自治体に対する支援など、住民の避難先の生活について、国として具体的にどのような体制で、どのような支援を行うのか。(内閣府)

**【国のエネルギー政策】**

- ⑦ 仮に再生可能エネルギーだけで電力需要を賄うとした場合にどのような問題が生じるのか。その問題を解決するために、政府の方針に基づいて原発の再稼働を進めることが日本社会にとって必要不可欠なのか。(資源エネルギー庁)
  
- ⑧ 設置変更許可が終わっただけで、設計及び工事計画認可、保安規定変更認可が終わっていないのに、なぜこの時期に政府は、立地自治体に対し再稼働の理解要請をするのか。(資源エネルギー庁)



**島根県重点要望の内容（関連部分抜粋）****【原子力規制庁】**

- ① 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること
- ② 島根原子力発電所2号機については、審査結果の説明に対する意見・要望を踏まえ、再稼働について総合的に判断することとしているが、原子力事業者の監督官庁として安全対策に万全を期すこと。さらに、設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査についても、引き続き厳格に行うこと
- ③ 島根原子力発電所3号機について、福島第一原子力発電所事故を踏まえて制定された新規制基準への適合性について、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと
- ④ 島根原子力発電所の安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といった人的な対応についても、厳格に確認を行うこと
- ⑤ 中国電力が行う島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施にあたっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、厳格に確認を行うこと。また、放射性廃棄物の処分に係る規制基準を早急に確立すること

**【内閣府原子力防災担当】**

- ⑥ 島根地域全体の避難計画である緊急時対応がまとめられ、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において了承されたところであるが、今後も原子力防災訓練等を通じた確認や、計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援等について、必要な支援・協力を行うこと
- ⑦ 県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと  
また、原子力災害対策事業費補助金等の支援制度を拡充し、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な通信環境及び資機材整備などについて、新たに補助対象へ加えること
- ⑧ 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費についての財政措置を講じること

1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1

【資源エネルギー庁】

- ⑨ 第6次エネルギー基本計画が策定されたが、国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと
- ⑩ 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること
- ⑪ 原子力発電所の必要性や国のエネルギー政策等について、県民や立地・周辺自治体に対し、丁寧にわかりやすく説明すること
- ⑫ 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に県民や立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを示すこと
- ⑬ 廃炉等に伴って生じる低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が処分場確保に向けた取組を着実に進めることを基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、必要な取組を進めること
- ⑭ 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと
- ⑮ 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること
- ⑯ 原子力発電施設については、廃止が決定された後も原子力安全・防災対策など行政の財政負担が引き続き生じること、また、立地自治体の経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度とすること
- ⑰ 平成28年度に創設された補助金や増額された交付金については、原子力発電所の廃止措置期間中における立地自治体の財政に影響を及ぼすことがないように、対象事業や交付金額・期間に十分に配慮したものとする
- ⑱ 電源三法交付金については、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間中における「みなし規定」の見直しにより交付水準が低下したが、原子力発電所の立地に伴う財政需要に配慮し、十分な交付水準を確保すること
- ⑲ 原子力発電所の長期停止による地域経済の停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するため交付金制度の充実を図ること
- ⑳ 各地域において脱炭素社会が実現するよう、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギー推進に向けた支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること

**【防衛省】**

- ⑳ 日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状況さらには、原子力発電所が立地する島根県の事情等を考慮し、県内において、出雲駐屯地をはじめ自衛隊の配備体制の充実を図ることや、日本海側の警戒態勢の強化に向けた自衛隊艦船の浜田港など県内への寄港回数を増加させること

●意見交換における出雲市長発言要旨

〔国への要望〕

- ① 広域避難計画の実効性を高めていくためには、国の関与が不可欠であり、住民の避難にあたり、自治体が支援要請を行った場合には、国は必要な支援をしっかりと行っていただきたい。また、原子力災害にも対応できる部隊の配置を含め、陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備の拡充など支援体制の強化をお願いしたい。
- ② 国の支援制度を拡充し、原子力安全対策・防災対策に従事する職員の人件費や、避難所、一時集結所となる施設の改修経費などについて、対象経費に加えていただきたい。
- ③ 本市の本庁舎や、その代替施設として位置づけている消防本部庁舎は、いずれもUPZ内にある。庁舎が立地する区域に避難等の指示が出された場合でも、住民の避難が完了するまで業務を継続する必要があるため、これらの庁舎の放射線防護対策を実施していただきたい。  
また、市内には放射線防護対策を実施した病院や社会福祉施設がないため、市内の原子力災害拠点病院及び社会福祉施設等の放射線防護対策を実施していただきたい。
- ④ 原子力災害時の避難路や緊急輸送路としての役割が期待される道路の整備、特に山陰自動車道「出雲・湖陵道路」及び「湖陵・多伎道路」の整備を加速し、また、一般国道9号出雲バイパスの全線4車線整備を早期に事業化していただきたい。
- ⑤ 国が原発の再稼働を進めるにあたっては、立地自治体の意見が最大限尊重されることを前提に、周辺自治体の意見も十分に反映される新たな法制度を構築していただきたい。また、そうした法制度が構築されるまでの間の暫定的な措置として、周辺自治体が立地自治体と同様な安全協定が締結できるように支援していただきたい。

〔県への要望〕

- ⑥ 広域避難にあたっては、避難先自治体との連携が重要である。避難先自治体に避難所運営マニュアルの策定を働きかけるなど、避難先の理解促進に引き続き取り組んでいただきたい。
- ⑦ 避難開始当初は避難住民の送り出しに全力をあげなければならないが、本市では同時に、市内避難のための避難経路所・避難所開設を行う必要がある。円滑な避難のため、県の全面的な支援をお願いしたい。
- ⑧ 避難計画の理解促進や情報伝達手段の充実を図るため、避難ルートマップのバージョンアップ、島根県版防災アプリや啓発DVDの作成、多言語にも対応した住民向けのガイドブックの作成・配布を行っていただきたい。また、外国人住民や外国人観光客を対象とした緊急時の情報伝達手段を構築していただきたい。

## 1. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-1

- ⑨ 災害時に避難車両を必要な台数確保できるよう、平時から、新型コロナウイルス感染症等により厳しい経営環境にあるバス事業者等に支援策を講じていただきたい。
- ⑩ より円滑な避難のために避難路や緊急輸送路として効果が期待できる道路の整備を進めていただきたい。特に高規格道路「境港出雲道路」のほか、広域幹線道路や地域内幹線道路を早期に整備していただきたい。
- ⑪ 避難所、一時集結所となる施設の改修等については、国の補助制度の対象とされていないため、市が実施する整備等に対し財政的な支援を講じていただきたい。
- ⑫ 周辺自治体が、中国電力と立地自治体並みの安全協定を締結できるように、積極的な働きかけをお願いしたい。

### 〔中国電力への要望〕

- ⑬ これまでどおり立地自治体と同様の安全協定の締結を求めていく。

### ●県への要望に対する当日の県回答要旨

#### 〔⑥に対する回答〕

- ・広域避難先となる岡山県、広島県とは、平成26年に「原子力災害時における広域避難に関する協定」を結び、両県の市町村に避難先施設の選定をはじめ、受入のためのご協力をいただいている。
- ・受入マニュアルについては、避難所運営などは自然災害時と共通する部分が多いほか、原子力災害特有の事柄等については、県から「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」及びマニュアルのひな形で具体的に示していることから、県としては、マニュアルが策定されていない自治体でも避難住民を受入れることは可能と考えている。
- ・一方で、より円滑な避難受入れのためには、避難先自治体自身のマニュアルとして作成いただくことも大切と考えているため、引き続き、岡山県及び広島県と連携をとりながら、マニュアルの策定の促進に市と一緒に頑張って取り組んでいきたい。

#### 〔⑦に対する回答〕

市内で多数の避難所の開設が必要となるなど、市に対して円滑な避難のための支援が必要となった場合には、県が行う支援要員の派遣に加え国への支援要請や、災害時の応援協定に基づく他の都道府県への協力依頼、中国電力に対する要員派遣の要請など、様々な手段を講じて支援を行っていく考えである。

#### 〔⑧に対する回答〕

県では、外国人向けに「やさしい日本語」を使った防災パンフレットの作成や、多言語による訓練時の事前周知等を行ってきているが、居住又は一時滞在する外国人の方を意識した平時の広報・緊急時の情報伝達も重要なことと考えており、市と一緒に頑張っていきたい。

**〔⑨に対する回答〕**

新型コロナウイルスの影響を受けて、バス事業者や県民生活の厳しい状況を踏まえ、これまでも支援を行ってきたが、今後の支援についても引き続き検討していく。

**〔⑩に対する回答〕**

- ・より円滑な避難が可能となるよう、国に対しては、道路整備等の支援の拡充を、引き続き要望していく。
- ・県の幹線道路の整備については、昨年度策定した「島根の『つなぐ道プラン2020』」において、災害時や緊急時の輸送路として重要な機能を担う「骨格幹線道路」を優先的に整備すること、また、道路防災対策（落石対策、橋梁耐震化等）については「緊急輸送道路」から優先的に実施する方針を定めており、これに基づき整備を進めていく。

**〔⑪に対する回答〕**

これまでも、島根県原子力防災安全等対策交付金を交付しているが、更にどのような支援ができるのか考えたい。

**〔⑫に対する回答〕**

- ・安全協定については、立地自治体と周辺自治体の双方がそれぞれ異なる立場から妥当な内容を主張されていると受け止めており、どちらかに与して、こうすべきと言うことは適当でないと考えている。
- ・周辺自治体と中国電力との安全協定の問題としてではなく、国に対して、立地自治体・周辺自治体の双方の意見が、稼働・再稼働の判断に、適切に反映される仕組みを要望していく。

**●中国電力への要望に対する県コメント**

中国電力への要望については、次回、中国電力から回答を行うよう依頼する。

**●知事発言要旨**

- ・各市長から発言があった国への確認・要望事項については、県の確認・要望事項とともに国に対して確認・要望していきたい。
- ・住民への避難方法の周知については、島根地域の緊急時対応がとりまとめられたタイミングでもあり、県と3市が一体となって取り組みたい。
- ・県による財政支援への要望について、3市に対しては、これまでも核燃料税を財源とした原子力防災安全等対策交付金を交付しているが、この制度の中で、さらにどのような支援ができるのか検討したい。



【参考】安来市長及び雲南市長の発言要旨と当日の県回答要旨

●安来市長の発言要旨

(国への要望)

- ① 原発の必要性について、国民に対し分かりやすく説明するとともに、島根県民の生活にとっては原発立地自体によるメリットは少ないため、十分なコンセンサスが得られるよう、特に丁寧に対応していただきたい。
- ② 高レベル放射性廃棄物処分の見通しについて早急に明らかにするとともに、住民に分かりやすく説明していただきたい。
- ③ 周辺自治体が立地自治体と同様の安全協定を電力会社と締結できる制度等を検討していただきたい。

(県への要望)

- ④ 原子力災害が発生した際、公助にあわせ自助・共助による災害対応が重要であることから、自助・共助の効果を高めるため、地域住民の繋がりを深めるなど地域活動の活性化が図られるよう、以下の点について支援していただきたい。
  - ・原子力災害も含め住民への情報伝達手段の充実のため防災情報伝達の主要手段である行政告知端末の設置促進・更新と維持管理
  - ・地域活動の拠点や災害時の避難所となる公共施設の修繕や改修
  - ・共助の基礎となる自治会等地域組織の活性化
  - ・自主防災組織等の育成や結成促進

(中国電力への要望)

- ⑤ これまで運営管理上生じた様々な問題により、住民は不安を感じていることから、適切に安全対策を実施し、要員育成・訓練等の対応が行われることを分かりやすく説明するとともに、随時、新しい知見を取り入れるなどにより、不断の対策の向上が図られるよう対応していただきたい。
- ⑥ 原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合、それ以降、事業者は事態を収拾させるための応急措置を講じるとともに、措置の内容を報告することが定められている。事故による放射性物質の大規模放出を避けるなどの目的でやむを得ずフィルタベントを実施する場合、そうでない場合に比べて、その影響は相当程度抑えられると考えられるものの、敷地外へ影響を及ぼすことになるため、フィルタベントに関する情報についても確実に報告されるよう留意いただきたい。
- ⑦ 原発のテロ対策について、核物質防護上、詳細な説明が困難である点は理解できるが、ハード・ソフト両面の対応、要員育成・訓練等が適切に行われることを分かりやすく説明するとともに、不断の向上が図られるよう対応すること。加えて、特定重大事故等対処施設が未整備の状態でも、十分な対応が取られることを明らかにしていただきたい。
- ⑧ 社会・経済活動を行う上で重要な、安定した電力供給や電気料金の低廉化に努めていただきたい。
- ⑨ 島根原発1号機の廃止措置計画の了解時に県が「地元企業への工事発注など地域振興に特段の配慮をすること」を要請しているが、例えば、工事や点検業者について周辺市の宿泊施設を利用してもらおうなど中国電力は周辺市の地域振興にも配慮していただきたい。

(県への要望に対する当日の県回答要旨)

〔④に対する回答〕

これまでも、島根県原子力防災安全等対策交付金を交付しているが、更にどのような支援ができるのか考えたい。

●雲南市長の発言要旨

(国への要望)

- ① 緊急時対応、広域避難の実効性を高める訓練などの原子力防災対策について、引き続き前面に立って取り組んでいただきたい。
- ② 関係の支援制度を拡充し、原子力安全対策・防災対策に従事する職員の人件費や、緊急時の代替庁舎、避難退域時検査場所、避難所、一時集結所となる施設の改修に係る経費などについて、支援の対象経費に加えていただきたい。  
また、立地自治体には、電源三法交付金による財源措置がなされている一方で、周辺自治体にはそうした措置がないことを踏まえ、周辺自治体に対しても、適切な財政措置を講じていただきたい。
- ③ 広域避難計画をより実効性あるものとするため、道路等の環境整備に国が責任を持ち継続的に支援するとともに、避難ルートとなる道路（松江道、国道、県道）については、優先的に災害に強い整備改修を進めていただきたい。
- ④ 使用済燃料及び放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、引き続き前面に立って取り組んでいただきたい。
- ⑤ 将来的に原子力発電に頼らない電源構成を目指し、再生可能エネルギーの普及と、これを主力電源とするエネルギー政策を早期に確立していただきたい。
- ⑥ 原子力発電所の安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分に反映されるよう、国が周辺自治体の意見聴取を行うなどの新たな制度を創設していただきたい。

(県への要望)

- ⑦ 住民が迅速かつ安全に避難できるよう、避難計画の確立と実効性確保に努め、避難退域時検査による汚染拡大の防止のための適切な対応を行っていただきたい。
- ⑧ U P Z内にある市役所本庁舎の緊急時の代替庁舎となる施設や一次集結所、避難退域時検査場所となる市有施設等の整備については、国の補助制度の対象とされていないため、県が、市の実施する整備等に対し財政的な支援を講じていただきたい。
- ⑨ 周辺自治体が中国電力株式会社と立地自治体と同等な安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講じていただきたい。

(中国電力への要望)

- ⑩ 原子力災害が発生した場合の、U P Z内を就労、買い物等で生活圏としている隣接区域の住民に対する補償について具体的に検討していただきたい。
- ⑪ 広域避難計画について、市民が迅速かつ安全に避難できるよう、事業者として最大限関与していただきたい。

(県への要望に対する当日の県回答要旨)

〔⑦に対する回答〕

- ・避難退避時検査場所やその周辺の道路などの放射性物質による汚染状況については、県も加わって行う緊急時モニタリングの中で、走行サーベイや航空機モニタリング等の方法により調査を行う。
- ・その上で、必要に応じて国の責任において除染等の措置が確実に実施されるものと理解している。

〔⑧に対する回答〕

これまでも、島根県原子力防災安全等対策交付金を交付しているが、更にどのような支援ができるのか考えたい。

〔⑨に対する回答〕

- ・安全協定については、立地自治体と周辺自治体の双方がそれぞれ異なる立場から妥当な内容を主張されていると受け止めており、どちらかに与して、こうすべきと言うことは適当でないと考えている。
- ・周辺自治体と中国電力との安全協定の問題としてではなく、国に対して、立地自治体・周辺自治体の双方の意見が、稼働・再稼働の判断に、適切に反映される仕組みを要望していく。

①県の重点要望事項に対する国の回答

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

要望事項	コメント
<p>① 2050年カーボンニュートラル、2030年温室効果ガス排出 2013年度比46%削減の実現に向けて、第6次エネルギー基本計画が策定されたが、国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。</p>	<p>原子力については、本年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画で示したように、2050年カーボンニュートラルを実現するため、必要な規模を持続的に活用していく方針です。</p> <p>資源に乏しい日本において、気候変動対策を進める中であっても、安定的で安価な電力を供給する上では、安全を最優先に、原子力を活用していくことが必要不可欠と考えています。</p> <p>こうした国の方針について、立地自治体や周辺自治体の皆様に向けた理解活動を丁寧に進めることが重要と考えています。</p> <p>引き続き、立地自治体や周辺自治体の皆様に対し、国のエネルギー政策や原子力発電所の必要性などについて、丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるよう、国が全面に立って、粘り強く取り組んでまいります。</p>
<p>② 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。</p>	<p>本年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画で示したように、使用済燃料を再処理し、回収したプルトニウム等を原子力発電所において再利用する核燃料サイクルを推進することが政府の基本方針です。</p> <p>この方針に沿って、日本原燃は、安全確保を大前提に、六ヶ所再処理工場の竣工に取り組んでいます。昨年、原子力規制委員会の安全審査に合格したことは、核燃料サイクル政策における大きな前進と認識しており、引き続き、竣工と操業に向けた準備を官民一体で進めてまいります。</p> <p>こうした課題をはじめ、核燃料サイクルの課題の解決に向けて、国が前面に立って、事業者とともに着実に取り組んでまいります。</p>

## ①県の重点要望事項に対する国の回答

## 【経済産業省（資源エネルギー庁）】

要望事項	コメント
<p>③ 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に県民や立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを示すこと。</p>	<p>原子力発電所の再稼働にあたっては、住民の皆様の幅広い御理解が重要であり、国が前面に立って、丁寧な説明を尽くすなど最善の努力をしております。その際、立地自治体のみならず、周辺自治体の皆様の声もしっかり受け止め、丁寧に取り組んでまいります。</p> <p>なお、再稼働に際しての理解確保のための活動範囲や方法については、各地の事情が様々であることから、国が法令等により一方的・一律に決めるのではなく、各地域の実情を踏まえて、対応することとしています。</p> <p>今後とも、立地自治体や周辺自治体の皆様に寄り添って、原子力発電所の再稼働についての御理解が得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。</p>
<p>④ 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。</p>	<p>原子力安全・防災対策の充実は、地域住民の安全・安心の観点から重要であると認識しています。これまでも、内閣府等の関係省庁と密接に連携、協力し、防災資機材の整備などに取り組んでまいりました。</p> <p>特にご要望いただいた、原子力安全・防災対策に従事する職員人件費については、現状、原子力防災関連支援制度の直接の対象となっていませんが、原子力安全・防災対策は、立地自治体や周辺自治体の重要な業務の一つになっていると認識しています。</p> <p>このため、引き続き、内閣府等の関係省庁とも連携し、原子力安全・防災対策の充実に向けて、しっかり取り組んでまいります。</p>

## ①県の重点要望事項に対する国の回答

## 【原子力規制庁】

要望事項	コメント
<p>⑤ 島根原子力発電所2号機については、令和3年9月15日に原子炉設置変更が許可され、原子力規制委員会から、県議会や住民説明会で、審査結果の説明を受けたところ。</p> <p>県としては、これらの説明に対する意見・要望を踏まえ、再稼働について総合的に判断することとしているが、原子力事業者の監督官庁として安全対策に万全を期すこと。</p> <p>また、審査結果等について、県民や立地・周辺自治体に対し、引き続き丁寧に関わりやすく説明を行うこと。</p> <p>さらに、設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査についても、引き続き厳格に行うこと。</p>	<p>原子力発電所の安全対策については、当然ながら、引き続き厳正に審査、検査、その他諸々の監視活動を通じて、規制機関として尽くしてまいります。</p> <p>審査結果等については、これまでも住民説明会等で説明を行ってききましたが、追加が必要であれば、色々相談してきちんと対応したいと思います。</p> <p>引き続き、設計及び工事計画の認可の審査、保安規定の審査についても、きっちり厳格に行ってまいります。</p>
<p>⑥ 島根原子力発電所の安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といった人的な対応についても、厳格に確認を行うこと。</p>	<p>組織・人員体制、手順については、保安規定の審査できっちりやりますが、実際面は検査で確認する必要があります。</p> <p>新しい検査制度が導入され、常駐する検査官が、いわゆるフリーアクセスで抜き打ち的に日々監視することで、事業者側に緊張感を与える効果が出ているのではないかと思います。検査の過程できっちり監視していきたいです。</p>



## ①県の重点要望事項に対する国の回答

## 【内閣府原子力防災担当】

要望事項	コメント
<p>⑦ 関係府省庁、立地・周辺自治体で構成する島根地域原子力防災協議会において島根地域全体の避難計画である緊急時対応がまとめられ、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において了承されたところであるが、今後も原子力防災訓練等を通じた確認や、計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援等について、必要な支援・協力を行うこと。</p> <p>また、地域原子力防災協議会での検討等を踏まえた島根地域全体の避難対策について、県民や立地・周辺自治体に丁寧にわかりやすく説明を行うこと。</p>	<p>島根地域の緊急時対応については、訓練などを通じて、継続的に検証、改善していくことが重要であり、引き続き、避難計画の具体化・充実化のための必要な支援を行っていきます。</p> <p>実動組織による支援については、自治体からの要請があれば、全国的な支援を実施する考えです。</p> <p>訓練についても、実動組織が参加して実施するのが重要であり、そうした訓練を積み重ねていきたいと思えます。</p> <p>複合災害に関しては、内閣府でも、まず先に一般災害が起こる想定で、一般防災と原子力防災の連携を強化してきています。</p> <p>島根地域における避難対策については、立地・周辺自治体の議会や住民説明会など様々な場でご説明をさせていただいたところですが、様々な機会や方法により、より丁寧な説明を心がけていきます。</p>
<p>⑧ 県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと。</p> <p>また、原子力災害対策事業費補助金等の支援制度を拡充し、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な通信環境及び資機材整備などについて、新たに補助対象に加えること。</p>	<p>必要な資機材の整備等については、これまで緊急時安全対策交付金等により財政支援を行ってきているところですが、相談いただければ、工夫は様々とできると思いますので、できるところは支援していきたいと思えます。</p>

2. 第3回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-2

① 県の確認事項に対する国の回答

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

確認事項	コメント
<p>① ミサイル攻撃等の武力攻撃事態やテロについては、どのように対応するのか。</p>	<p>原子力発電所へのミサイル攻撃に対し、政府としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①海上自衛隊のSM-3搭載のイージス艦による上層での迎撃</li> <li>②航空自衛隊のPAC-3ミサイルによる下層での迎撃</li> </ul> <p>を組み合わせ、多層防衛により対処することとしています。</p> <p>また、武力攻撃事態などに該当すれば、事態の状況に応じて、国民保護法等の関係法令や国民保護計画等に基づき、警報の発令や住民の避難等の措置が迅速かつ的確にとられます。</p> <p>原子力発電所については、こうした事態に至れば、原子力規制委員会が、これら関係法令や同計画等に基づき、原子力発電所の運転停止や核燃料物質の所在場所の変更を、原子力事業者に命じます。</p> <p>加えて、平素より、様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種シミュレーションを行い、国民保護のための訓練等を実施することで、いかなる事態に対しても、国民の安全を守るために備えています。</p> <p>経済産業省としても、関係機関及び事業者との連携を密にして、こうした事態に際して、事業者が迅速に対応できるように注意喚起をしていくとともに、原子炉の運転停止等が生じた場合には、電力の安定供給の確保に必要な対応を講じてまいります。</p>

## ① 県の確認事項に対する国の回答

## 【経済産業省（資源エネルギー庁）】

確認事項	コメント
<p>② 避難が長期に及んだ場合の、二次避難先の確保や避難先・避難元自治体に対する支援など、住民の避難先の生活について、国として具体的にどのような体制で、どのような支援を行うのか。</p>	<p>原子力災害が発生した際は、専門の部署として、原子力被災者生活支援チームを早期に投入することとしており、住民の避難先での生活の支援を責任もって対処することとしています。</p> <p>具体的には、避難指示区域等の設定・見直し、放射性物質に汚染された地域の除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理、健康調査や健康相談等の実施等の支援、被災者の意向等も踏まえた応急仮設住宅の供与等の避難・受け入れ先の確保等について、関係省庁や自治体等と連携して取り組んでまいります。</p>
<p>③ 仮に再生可能エネルギーだけで電力需要を賄うとした場合にどのような問題が生じるのか。</p> <p>その問題を解決するために、政府の方針に基づいて原発の再稼働を進めることが日本社会にとって必要不可欠なのか。</p>	<p>再エネについては、国民負担の抑制や地域との共生を図りながら、主力電源化していくことが政府の基本方針です。</p> <p>しかし、再エネの主力電源化にあたっては、①再生可能エネルギーのポテンシャルの大きい地域と大規模消費地を結ぶ系統容量の確保や、太陽光や風力の自然条件によって変動する出力への対応、②平地が限られているといった我が国特有の自然条件や社会制約への対応、③適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生、④発電コストが国際水準と比較して依然高い状況にある中で、コスト低減、国民負担の最大限の抑制といった様々な課題があります。</p> <p>これらの課題の克服に向け、揚水発電の活用等に取り組む一方で、再エネの技術開発やコスト低減の見通しには不確実性があることは事実です。こうした不確実性を考慮せずに、再エネだけで電力需要を賄うとすることは、我が国のエネルギー政策として適当ではないと考えています。</p> <p>また、資源が乏しい日本において、気候変動対策を進める中であっても安定的で安価なエ</p>

① 県の確認事項に対する国の回答

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

確認事項	コメント
	<p>エネルギー供給を確保することは最重要課題であり、その上で、電力を供給する上では、S + 3Eのバランスを取るため、①ベースロード電源、②火力や揚水式水力、蓄電池などの調整力、③再生可能エネルギーをうまく組み合わせることが重要であり、こうした観点から、ベースロード電源を含め、あらゆるエネルギー源を活用していくことが重要です。</p> <p>そのため、安全を最優先に、原子力発電を活用していくことが必要不可欠であると考えており、国も前面に立って、説明会などを通じて丁寧な説明を尽くし、地元の理解を得ながら再稼働を進めてまいります。</p>
<p>④ 設置変更許可が終わっただけで、設計及び工事計画認可、保安規定変更認可が終わっていないのに、なぜこの時期に政府は、立地自治体に対し再稼働の理解要請をするのか。</p>	<p>設置変更許可は、①原子炉施設の基本設計や設計方針の安全性、②原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎、③重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置や原子炉の運転を的確に遂行する技術的能力等の確認をしているものと承知しています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、これまでも安全性に関わる原子炉施設の基本設計のみならず、運用面での技術的能力も含め、基準に適合していると認められた設置変更許可のタイミングにおいて、政府として地元のご理解を得られるよう取組を開始しており、そうしたことにより、地元に対する理解活動の機会を多く確保し、より丁寧に時間をかけ、ご理解を得る努力を積み重ねることができると考えています。</p>

① 県の確認事項に対する国の回答

【原子力規制庁】

確認事項	コメント
<p>⑤ 中国電力は、これまで度重なる不適切事案を起こしてきている。これは、安全に対する意識が低く、また、緊張感と責任感が著しく不足していたためと考えているが、この様な事業者が安全に原発を運転するためにどの様な対応をとられるのか。</p>	<p>設置変更許可の審査の中で、技術的能力があることは確認しました。また、安全管理や組織の運用管理面の体制については、保安規定の審査で確認していきます。一方、事業者の安全意識やその質が確保されているかについては、日常の原子力規制検査で確認していきます。この検査では、原発に常駐している検査官が必要と考える際に現場の実態を直接確認することとしており、また、事業者の全ての安全活動を検査対象とし、重要度に応じて検査の量や種類を増やすこととなりますので、事業者の安全意識の確保等に効果的な対応ができると考えています。</p> <p>さらに、島根原子力規制事務所においては、検査官が、中国電力での過去の不適切事案を念頭に厳格に行っていきます。</p> <p>特に事業者の保安活動に対する監視については、事業者自身の自律的な取組を促すように、規制当局として、検査制度・検査官の質を高めて、検査・監視のクオリティを高めていくことで、事業者側の緊張感に緩みが出ないように対処していきます。</p>
<p>⑥ 意図的な航空機の衝突等のテロにより、原子力施設が被害を受けた場合は、原子炉建屋は破壊されないのか。また、使用できる設備等で、放射性物質の放出や拡散を防ぐことができるのか。</p>	<p>新規制基準では、大型航空機の衝突等によって原子炉建物など原子力施設の大規模な損壊が発生することを想定した対策を講じるよう要求しており、具体的には、可搬型設備を中心として柔軟で多様性のある対応ができるように手順書や体制、設備等を整備する方針であり、審査において確認しています。</p>

## ① 県の確認事項に対する国の回答

## 【内閣府原子力防災担当】

確認事項	コメント
<p>⑦ 大雪などのように広範囲にわたり一度に多くの支援が必要となる災害や、地震・津波などのように多くの道路や港の被害が直ちに復旧ができない災害などが原子力災害と併せて発生した場合、自治体だけでは対応が困難なケースも想定される。例えば、避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更、または、新たにルートを設定するとともに、迅速に道路を啓開することとしているが、それでも道路が使えない場合、海上保安庁、自衛隊、全国からの警察及び消防等の支援を得て、ヘリコプターや船艇を使用し避難を実施する場合、どのように避難を行うのか。また、緊急時対応で定めた港湾等が、津波等で被災した場合、具体的にどのようにヘリコプターや船艇で避難を行うのか。</p>	<p>緊急時対応は、実動部隊を所管する関係省庁も了解して策定しており、実動部隊を派遣することは確実です。ただし、具体的な対応方法は、自然災害の種類や施設の被災状況によって異なってきますので、現段階で確定的なことは申し上げられませんが、これまでの他の大規模災害時の支援を見ていただければ、確実に支援を行うことが分かっていると考えられます。</p>
<p>⑧ 感染症流行下で、避難所を計画していた数よりも多く確保する必要が生じたとき、また避難先の自治体が自然災害で被災して受入対応が難しい場合などで、岡山県、広島県よりもさらに広域に避難者の受入調整を行わなければならないときは、自治体の対応だけでは困難であり、国が前面に立って受入先自治体の確保のための調整を行うことを改めて確認する。</p>	<p>中国地方で避難先が充足しない場合は、不足分について中国地方以外の災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している府県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を確保することを基本としていますが、両県がそうした協定による対応を実務上できない場合は、政府も責任を持って対応します。</p>

② 3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

確認事項	コメント
<p>〔原発の必要性のコンセンサスの形成〕</p> <p>① 原発の必要性について、国民に対し分かりやすく説明するとともに、島根県民の生活にとっては原発立地自体によるメリットが少ないため、十分なコンセンサスが得られるよう、特に丁寧に対応すること。（安来市）</p>	<p>原子力については、本年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画で示したように、2050年カーボンニュートラルを実現するため、必要な規模を持続的に活用していく方針です。</p> <p>資源の乏しい日本において、気候変動対策を進める中であっても、安定的で安価な電力を供給する上では、安全を最優先に、原子力を活用していくことが必要不可欠と考えています。</p> <p>こうした国の方針について、立地自治体や周辺自治体の皆様に向けた理解活動を丁寧に進めることが重要と考えています。</p> <p>引き続き、立地自治体や周辺自治体の皆様に対し、国のエネルギー政策や原子力発電所の必要性などについて、丁寧な説明を尽くし、国が全面に立って、幅広い理解が得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。</p>
<p>〔より円滑な避難のための道路等の整備〕</p> <p>② 原子力災害時の避難路や緊急輸送路としての役割が期待される道路の整備を進めること。特に、山陰自動車道「出雲・湖陵道路」及び「湖陵・多伎道路」の整備を加速し、また、一般国道9号出雲バイパスの全線4車線整備を早期に事業化すること。（出雲市）</p> <p>③ 広域避難計画をより実効性あるものとするため、道路等の環境整備に国が責任を持ち、継続的に支援するとともに、避難ルートとなる道路（松江道、国道、県道）については、優先的に災害に強い整備改修を進めること。（雲南市）</p>	<p>道路整備を含む原子力防災対策の充実は、地域住民の安全・安心の観点から重要であると認識しています。</p> <p>本年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画においても、避難道路の整備や防災体制の充実などの課題に対し、政府として真摯に向き合っていくこととしています。</p> <p>経済産業省としても、内閣府や国土交通省等の関係府省と、その重要性を共有し、引き続きしっかり協力しながら、より円滑な避難のための道路整備を含む防災対策の充実に向けて、丁寧に対応してまいります。</p>

② 3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

確認事項	コメント
<p>〔周辺自治体への財政措置〕</p> <p>④ 立地自治体には、電源三法交付金による財源措置がなされている一方で、周辺自治体にはそうした措置がないことを踏まえ、周辺自治体に対しても、適切な財政措置を講じること。（雲南市）</p>	<p>これまで、日本の原子力・エネルギー政策は、立地自治体や周辺自治体の皆様といった原子力立地地域の関係者の理解と協力に支えられてきており、今後もそうした地域の持続的発展に向けた取組が必要と考えています。</p> <p>そのため、政府として、地域資源の開発・観光客の誘致といった地域振興等、地域の課題に真摯に向き合い、関係省庁が連携して、その解決に向けた取組を進めていくことが重要と考えており、</p> <p>① 専門家派遣を通じた地域産品の開発・販路開拓、観光誘致の取組への支援</p> <p>② 再生可能エネルギー構造の高度化に向けた取組への支援</p> <p>を行っています。</p> <p>引き続き、地域の課題・ニーズに真摯に向き合い、こうした施策を活用しながら、地域の取組を積極的に支援してまいります。今後とも、地域の皆様の声を伺いながら、地域振興にしっかり取り組んでまいります。</p>
<p>〔周辺自治体の意見の尊重、立地自治体と同様の安全協定の締結〕</p> <p>⑤ 原発の再稼働を進めるにあたっては、立地自治体の意見が最大限尊重されることを前提に、周辺自治体の意見も十分に反映される新たな法制度を構築すること。</p> <p>また、そうした法制度が構築されるまでの間の暫定的な措置として、周辺自治体が立地自治体と同様な安全協定が締結できるように支援を行うこと。（出雲市）</p> <p>⑥ 周辺自治体が立地自治体と同様の安全協定を電力会社と締結できる制度等を検討すること。（安来市）</p>	<p>原子力発電所の再稼働にあたっては、住民の皆様幅広い御理解が重要であり、国も前面に立って、丁寧な説明を尽くすなど最善の努力をしております。その際、立地自治体のみならず、周辺自治体の皆様の声もしっかり受け止め、丁寧に取り組んでまいります。</p> <p>なお、再稼働に際しての理解確保のための活動範囲や方法については、各地の事情が様々であることから、国が法令等により一方的・一律に決めるのではなく、各地域の実情を踏まえて、対応することとしています。</p> <p>今後とも、立地自治体や周辺自治体の皆様に寄り添って、原子力発電所の再稼働につい</p>



② 3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

確認事項	コメント
<p>⑦ 原子力発電所の安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分に反映されるよう、国が周辺自治体の意見聴取を行うなどの新たな制度を創設すること。（雲南市）</p>	<p>ての御理解が得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。</p>
<p>〔核燃料サイクルの取り組み〕</p> <p>⑧ 高レベル放射性廃棄物処分の見通しについて早急に明らかにするとともに、住民に分かりやすく説明すること。（安来市）</p> <p>⑨ 使用済燃料及び放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、引き続き前面に立って取り組むこと。（雲南市）</p>	<p>本年10月に閣議決定したエネルギー基本計画で示したとおり、使用済燃料を再処理し、回収したプルトニウム等を原子力発電所において再利用する核燃料サイクルを推進することが政府の基本方針です。</p> <p>昨年、核燃料サイクルの中核となる日本原燃の六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場が、原子力規制委員会の安全審査に合格したことは、核燃料サイクル政策における大きな前進と認識しています。引き続き、竣工と操業に向けた準備を官民一体で進めてまいります。</p> <p>また、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、使用済燃料が既に存在している以上、原子力発電の賛否に関わらず、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。</p> <p>この課題解決に向けて、これまで、国が前面に立って、全国での対話活動に取り組んできた結果、昨年11月から、北海道寿都町（すつつちょう）と神恵内村（かもえないむら）において、文献調査を実施しています。</p> <p>北海道以外の地域も含め、全国のできるだけ多くの地域で文献調査を実施していただけるよう、引き続き、国が前面に立って、対話活動に取り組んでまいります。</p>

## ②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

## 【経済産業省（資源エネルギー庁）】

確認事項	コメント
<p>〔再生可能エネルギー等の普及の推進〕</p> <p>⑩ 将来的に原子力発電に頼らない電源構成を目指し、再生可能エネルギーの普及と、これを主力電源とするエネルギー政策を早期に確立すること（雲南市）</p>	<p>エネルギーは全ての社会・経済活動を支える土台です。我が国の国際競争力維持・強化と国民生活の観点から、S+3Eのバランスを取りながら安定的で安価なエネルギー供給を確保することは最重要課題です。</p> <p>S+3Eの全てを満たす完璧なエネルギー源が存在せず、今後の技術革新などの不確実性を踏まえれば、再エネのみならず、原子力、火力、水素、CCUSなど、あらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。</p> <p>その上で、再エネについては、エネルギー安全保障にも寄与できる重要な脱炭素の国産エネルギー源であり、最大限導入していくことが基本方針です。再エネの更なる導入に向けては、導入に適した場所の確保、地域にトラブルなく受け入れられるためのルール強化、コスト低減に向けた研究開発などに取り組んでまいります。</p>

## ②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

## 【島根県】

確認事項	コメント
<p>〔避難計画の実効性向上のための支援、取り組み〕</p> <p>⑪ 広域避難計画の実効性を高めるためには国の関与が不可欠であり、住民避難にあたり、自治体から支援の要請があった場合には、必要な支援を行うこと。</p> <p>また、原子力災害にも対応できる部隊の配置を含めた陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備の拡充など支援体制を強化すること。(出雲市)</p> <p>⑫ 緊急時対応、広域避難の実効性を高める訓練などの原子力防災対策について、引き続き前面に立って取り組むこと。(雲南市)</p>	<p>不測の事態により自治体だけでは対応できない場合、自治体からの要請に基づき、被災者の救助、道路の啓開、住民避難等について、全国規模の実動組織による支援を実施することとしています。</p> <p>国としては、防災対策の一層の実効性向上に向けて、実動組織による支援や訓練等による検証等を通じて、島根地域の原子力防災体制の更なる充実・強化に向けた取組を促進していく所存です。</p>
<p>〔防災対策に係る支援制度の拡充等〕</p> <p>⑬ 関係の支援制度を拡充し、原子力安全対策・防災対策に従事する職員の人件費や、避難所、一時集結所となる施設の改修に係る経費などについて、支援の対象経費に加えること。(出雲市)</p> <p>⑭ 関係の支援制度を拡充し、原子力安全対策・防災対策に従事する職員の人件費や、避難退域時検査場所、避難所、一時集結所となる施設の改修に係る経費などについて、支援の対象経費に加えること(雲南市)</p> <p>⑮ 本市の本庁舎や、代替施設として位置づけている消防本部庁舎はいずれもUPZ内にあり、また、市内には放射線防護対策を実施した病院や社会福祉施設がないことから、本市庁舎、市内の原子力災害拠点病院及び社会福祉施設等の放射線防護対策を実施すること(出雲市)</p>	<p>関係自治体が行う原子力防災対策に必要な経費については、これまでも原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等により、財政的な支援を行っているところです。</p> <p>今後とも必要な予算が確保できるように努めていくと共に、関係自治体等の具体的な意見・要望を十分にお伺いしながら、弾力的な支援を行えるよう努めてまいります。</p>

②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【島根県】

確認事項	コメント
<p>〔より円滑な避難のための道路等の整備〕</p> <p>⑩ 原子力災害時の避難路や緊急輸送路としての役割が期待される道路の整備を進めること。特に、山陰自動車道「出雲・湖陵道路」及び「湖陵・多伎道路」の整備を加速し、また、一般国道9号出雲バイパスの全線4車線整備を早期に事業化すること。(出雲市)</p> <p>⑪ 広域避難計画をより実効性あるものとするため、道路等の環境整備に国が責任を持ち、継続的に支援するとともに、避難ルートとなる道路(松江道、国道、県道)については、優先的に災害に強い整備改修を進めること。(雲南市)</p>	<p>②、③に係る資源エネルギー庁からの回答のとおり</p>

② 3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【島根県】

要望事項	回 答
<p>① 避難先自治体に対し避難所運営マニュアルの策定を働きかけるなど、広域避難先の理解促進に引き続き取り組むこと。(出雲市)</p>	<p>広域避難先となる岡山県、広島県とは、平成26年に「原子力災害時における広域避難に関する協定」を結び、両県の市町村に避難先施設の選定をはじめ、受入のためのご協力をいただいています。</p> <p>受入マニュアルについては、避難所運営などは自然災害時と共通する部分が多いほか、原子力災害特有の事柄等については、県から「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」及びマニュアルのひな形で具体的に示していることから、県としては、マニュアルが策定されていない自治体でも避難住民を受入れることは可能と考えています。</p> <p>一方で、より円滑な避難受入れのためには、避難先自治体自身のマニュアルとして作成いただくことも大切と考えているため、引き続き、岡山県及び広島県と連携をとりながら、マニュアルの策定の促進に市と一緒に取り組んでいきます。</p>
<p>② 避難開始当初、避難住民の送り出しに全力をあげなければならないが、本市では同時に、市内避難のための避難経路所・避難所開設を行う必要があることから、円滑な避難のため、県は、全面的な支援を行うこと。(出雲市)</p>	<p>市内で多数の避難所の開設が必要となるなど、市に対して円滑な避難のための支援が必要となった場合には、県が行う支援要員の派遣に加え国への支援要請や、災害時の応援協定に基づく他の都道府県への協力依頼、中国電力に対する要員派遣の要請など、様々な手段を講じて支援を行っていく考えです。</p>

## ②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

## 【島根県】

要望事項	回 答
<p>③ 避難ルートマップのバージョンアップ、島根県版防災アプリや啓発DVDの作成、多言語にも対応した住民向けのガイドブックの作成・配布を行うこと。</p> <p>また、外国人住民や外国人観光客を対象とした緊急時の情報伝達手段を構築すること。(出雲市)</p>	<p>県では、外国人向けに「やさしい日本語」を使った防災パンフレットの作成や、訓練では多言語でメールの発信を行い、外国人向けの広報手段の検討などを行っているところですが、居住又は一時滞在する外国人の方を意識した平時の広報・緊急時の情報伝達も重要なことと考えており、市と一緒に取り組んでいきます。</p>
<p>④ 災害時に避難車両を必要台数確保することが不可欠であり、平時から、新型コロナウイルス感染症等により厳しい経営環境にあるバス事業者等に支援策を講じること。(出雲市)</p>	<p>新型コロナ感染症の影響を受けて、バス事業者や県民生活の厳しい状況を踏まえ、これまでも支援を行ってきましたが、今後の支援についても引き続き検討していきます。</p>
<p>⑤ 原子力災害時のより円滑な避難のために避難路や緊急輸送路として効果が期待できる道路の整備を進めること。特に、高規格道路「境港出雲道路」のほか、広域幹線道路や地域内幹線道路を早期に整備すること。(出雲市)</p>	<p>より円滑な避難が可能となるよう、国に対しては、道路整備等の支援の拡充を、引き続き要望していきます。</p> <p>県の幹線道路の整備については、昨年度策定した「島根の『つなぐ道プラン2020』」において、災害時や緊急時の輸送路として重要な機能を担う「骨格幹線道路」を優先的に整備すること、また、道路防災対策（落石対策、橋梁耐震化等）については「緊急輸送道路」から優先的に実施する方針を定めており、これに基づき整備を進めていきます。</p>

② 3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【島根県】

要望事項	回 答
<p>⑥ 住民が迅速かつ安全に避難できるよう、避難計画の確立と実効性確保に努め、避難退域時検査による汚染拡大の防止のための適切な対応を行うこと。(雲南市)</p>	<p>避難退避時検査場所やその周辺の道路などの放射性物質による汚染状況については、県も加わって行う緊急時モニタリングの中で、走行サーベイや航空機モニタリング等の方法により調査を行います。</p> <p>その上で、必要に応じて国の責任において除染等の措置が確実に実施されることとなっています。</p>
<p>⑦ 避難所、一時集結所となる施設の改修等については、国の補助制度の対象とされていないため、県が、市の実施する整備等に対し財政的な支援を講じること。(出雲市)</p> <p>⑧ 原子力災害が発生した際、公助にあわせ自助・共助による災害対応が重要であることから、自助・共助の効果を高めるため、地域住民の繋がりを深めるなど地域活動の活性化が図られるよう、原子力災害も含め住民への情報伝達手段の充実のため防災情報伝達の主要手段である行政告知端末の設置促進・更新と維持管理、地域活動の拠点や災害時の避難所となる公共施設の修繕や改修、共助の基礎となる自治会等地域組織の活性化、自主防災組織等の育成や結成促進について支援すること(安来市)</p> <p>⑨ UPZ内にある市役所本庁舎の緊急時の代替庁舎となる施設や、一次集結所、避難退域時検査場所となる市有施設等の整備については、国の補助制度の対象とされていないため、県が、市の実施する整備等に対し財政的な支援を講じること(雲南市)</p>	<p>周辺3市は、国からの交付金等や固定資産税の税収等の原発立地に伴う財源が少ないことから、原子力防災等に継続して取り組むことができるよう、核燃料税を財源とする交付金について、毎年度一定の額を保障する仕組みを検討しているところです。</p>

2. 第3回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料2-2

② 3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【島根県】

要望事項	回 答
<p>⑩ 周辺自治体が、中国電力（株）と立地自治体並みの安全協定を締結できるように、積極的に働きかけること。（出雲市）</p> <p>⑪ 周辺自治体が中国電力株式会社と立地自治体と同等な安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。（雲南市）</p>	<p>安全協定については、立地自治体と周辺自治体の双方がそれぞれ異なる立場から妥当な内容を主張されていると受け止めており、どちらかに与して、こうすべきと言うことは適当でないと考えています。</p> <p>周辺自治体と中国電力との安全協定の問題としてではなく、国に対して、立地自治体・周辺自治体の双方の意見が、稼働・再稼働の判断に、適切に反映される仕組みを要望していきます。</p>



② 3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【中国電力】

要望事項	回 答
<p>① 立地自治体と同様の安全協定を締結すること。(出雲市)</p>	<p>出雲市、安来市、雲南市におかれては、安全協定改定に係る協議にご対応いただき、感謝申し上げます。</p> <p>協議において、当社から提案させていただいた内容は、関係自治体の立場やご関係、これまでの経緯、全国的な議論の状況等を踏まえて検討を進めた結果として、当社としてとり得る最大限の対応を織り込んだものと考えています。</p> <p>当社としては、住民の皆さまの「安全」の確保および「環境」の保全を図るという安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、また、発電所の運営にあたり、関係自治体のご意見を反映することは非常に重要と認識しています。</p> <p>こうした観点から、安全協定の運用においては、これまでどおり誠意をもって、立地自治体と同様に、対応させていただく所存です。</p> <p>さらに、原子力防災の観点では、福島第一原子力発電所の事故以降、原災法等に基づき災害対策に重点的に対応されている30km圏内の自治体と連携の上、立地自治体・周辺自治体の区別なく、事業者としての責務をしっかりと果たしてまいります。</p>
<p>② これまで運営管理上生じた様々な問題により、住民は不安を感じていることから、適切に安全対策を実施し、要員育成・訓練等の対応が行われることを分かりやすく説明するとともに、随時、新しい知見を取り入れるなどにより、不断の対策の向上が図られるよう対応すること。(安来市)</p>	<p>点検不備問題などでは、多くの方々からの信頼を大きく損ねることとなり、大変申し訳なく思っています。再発防止対策を鋭意進めるとともに、原子力安全文化醸成に向けて様々な取り組みを実践しているところです。</p> <p>島根原子力発電所では、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、「事故は起こりうるもの」という前提のもと、大規模地震や</p>

② 3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【中国電力】

要望事項	回 答
	<p>津波の発生によって全ての電源が喪失するなどといったさまざまな原子力災害を想定した「緊急時対応訓練」を繰り返し行うとともに、緊急時対策要員に対する教育を計画的に実施し、緊急時対応能力の維持・向上に努めています。</p> <p>また、島根原子力発電所は新規制基準に的確に対応することはもとより、新たな知見も踏まえながら、さらなる安全性の向上を不断に追求し、安全を最優先とした取り組みを継続的に進めてまいります。</p> <p>こうした取り組みについて、様々な説明の機会や広報誌の発行、発電所見学会、HP掲載などの機会を通じて皆さまに丁寧に分かりやすく説明するよう、引き続き、努めてまいります。</p>
<p>③ 原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合、それ以降、事業者は事態を收拾させるための応急措置を講じるとともに、措置の内容を報告することが定められている。</p> <p>事故による放射性物質の大規模放出を避けるなどの目的でやむを得ずフィルタベントを実施する場合、そうでない場合に比べて、その影響は相当程度抑えられると考えられるものの、敷地外へ影響を及ぼすことになるため、フィルタベントベントに関する情報についても確実に報告されるよう留意いただきたい。(安来市)</p>	<p>格納容器ベントは、あらかじめ定めた判断基準に基づいて行うこととしております。</p> <p>原子力災害等発生時においては、事象の状況や当社の対応などについて、通報・連絡基準に基づいて、関係自治体の皆様へ、適宜、適切なタイミングでの通報・連絡を実施することとしており、格納容器ベントに関する情報についても、しっかりと、通報・連絡させていただきます。</p> <p>なお、格納容器ベントの実施時期については、適宜、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）と情報共有を行っており、関係自治体の皆さまには、オフサイトセンターを通じて、情報共有が行われます。</p>

② 3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【中国電力】

要望事項	回 答
<p>④ 原発のテロ対策について、核物質防護上、詳細な説明が困難である点は理解できるが、ハード・ソフト両面の対応、要員育成・訓練等が適切に行われることを分かりやすく説明するとともに、不断の向上が図られるよう対応すること。</p> <p>加えて、特定重大事故等対処施設が未整備の状態でも、十分な対応が取られることを明らかにすること。(安来市)</p>	<p>島根原子力発電所では、高圧発電機車や送水車等の可搬設備を分散して配備しており、一定のテロ対策の機能を有しているものと考えています。</p> <p>加えて、更なるバックアップとして、故意による航空機衝突などのテロリズムによって炉心損傷が発生した場合に備え、特定重大事故等対処施設を整備することとしています。</p> <p>テロ対策については、国の安全保障という広い立場から対処する必要があると考えていますが、当社としましても、不審者の早期発見、治安当局への早期通報が確実に行えるよう、業務実施計画に基づき現地治安当局（県警、海保）のご指導の下、侵入事案の対処訓練などの各種訓練および全ての発電所員を対象とした核物質防護教育を毎年実施しています。</p> <p>また、不審者が容易に侵入できないよう監視設備の設置、障壁の拡充等を行っています。</p>
<p>⑤ 社会・経済活動を行う上で重要な、安定した電力供給や電気料金の低廉化に努めること。(安来市)</p>	<p>電気は生活や社会経済活動に直結するものであるため、安全確保を大前提に、電力の安定供給、経済性の確保、地球温暖化対策の観点から、バランスのとれた電源構成を目指すとともに、更なる経営効率化に取り組み、安定的かつ低廉な電気の供給に努めてまいります。</p>

② 3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【中国電力】

要望事項	回 答
<p>⑥ 島根原発1号機の廃止措置計画の了解時（H29.7.11）に県が「地元企業への工事発注など地域振興に特段の配慮をすること」を要請しているが、例えば、工事や点検業者について周辺市の宿泊施設を利用してもらうなど中国電力は周辺市の地域振興にも配慮を図ること。（安来市）</p>	<p>当社はこれまでも、周辺市も含めた地元での調達や発注に積極的に取り組んできたところであり、多くの皆さまにご協力いただきながら、発電所を運営してまいりました。</p> <p>廃止措置に伴う経済的貢献についても、引き続き、「地域のご理解・ご協力があつてこそ」との基本的な考え方のもと、地元調達や発注、周辺市の宿泊施設の利用につきましても、しっかり取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>当社としましては、引き続き協力会社各社に対しまして、周辺市を含めた地元企業の利用を働きかけてまいります。</p>
<p>⑦ 原子力災害が発生した場合の、UPZ内を就労、買い物等で生活圏としている隣接区域の住民に対する補償について具体的に検討すること。（雲南市）</p>	<p>当社は、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）の内外にかかわらず、島根原子力発電所における事故と相当因果関係のある損害について賠償いたします。</p> <p>UPZ内を就労、買い物等で生活圏としている隣接区域の住民の皆さまに対しても、同発電所における事故と相当因果関係のある損害についてしっかりと賠償いたします。</p>
<p>⑧ 広域避難計画について、市民が迅速かつ安全に避難できるよう、事業者として最大限関与すること。（雲南市）</p>	<p>当社が策定している事業者防災業務計画に基づく防災要員の派遣、放射線モニタリングや、関係自治体が策定された住民避難計画等も踏まえた「島根地域の緊急時対応」に基づく避難退域時検査への動員、ストレッチャー車両の確保、備蓄物資の供給などについて、事業者として最大限対応してまいります。</p> <p>また、引き続き、要員へ教育・研修を行なったうえで、関係自治体主催の原子力防災訓練にも参加させていただくことで、練度向上、関係機関との連携強化を図ってまいります。</p>

③国・島根県・中国電力の回答に係る質疑・意見

〔出雲市長〕

【出雲市長】

（国の広報活動の徹底について）

住民説明会、安全対策協議会等を開催し、様々な意見を聞いた。

原子力発電については、安全性への不安や、核燃料サイクル、放射性廃棄物の最終処分への懸念など、稼働に慎重な意見も多くあった。

については、国のエネルギー政策として、原子力発電をベースロード電源と位置付け、稼働を進めていくのであれば、国の責任において、そうした住民の不安に対し、引き続き広報活動を徹底していただきたい。

（安全協定の締結と不適切事案の再発防止について）

初めに、原子力災害のリスクがある以上、立地自治体と同様な安全協定の締結を求めていく立場が変わりはないことを強く申しあげておく。

住民説明会等では、中国電力に対して、電力事業者としての資質を問う意見が多数あった。原子力発電所を運営する事業者として、高い安全意識を基礎として、新たな知見を取り入れながら確固たる技術力を身につけ、徹底した何重ものチェック体制をとり、協力会社も含め二度と不適切事案を生じさせないように、不断の努力を続けていただきたい。地域住民の信頼を得られるよう、安全を最優先とした取組を徹底していただきたい。

（住民向けパンフレット等の作成について）

本市では、原子力災害時の避難行動、避難先、避難ルートを分かりやすく記載したパンフレットを、地区別に作成し、全戸配布したいと考えている。前回の会議で知事から「県と3市が一体となって取組を行なっていきたい」との発言もあったが、協力をお願いしたい。

（広域避難訓練について）

毎年度実施される原子力防災訓練において、対象地区全てが、順番に広域避難訓練に参加できるようご配慮いただきたい。

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

本年10月に第6次エネルギー基本計画を閣議決定し、その内容について広報活動、理解活動をしっかり行っていくことが重要だと考えている。原子力発電は、カーボンニュートラルをめざす中でも必要不可欠であり、引き続きベースロード電源として持続的な活用を図っていくことが大事である。こうした点について、国民の理解が十分でない面があるため、広報活動、理解活動を粘り強くやっつけていかなければならない。具体的には、オンライン参加を含む各地の説明会での説明、SNSを活用した情報発信など、様々な方法で、国民全般、原子力発電所立地地域の皆さま、消費地の皆さまに対して、継続的に対応していきたい。

広報活動、理解活動に終わりはないと思っており、皆さまの意見も聴きながら、しっかり対応していきたい。

③国・島根県・中国電力の回答に係る質疑・意見

**【中国電力】**

安全協定については、3市長のご意見として真摯に受けとめさせていただく。

不適切事案への対応については、当然、事案毎に根本原因を含め対処してきている。安全文化の更なる醸成に努め、不適切事案をしっかりと抑え込んでいけるよう、トップ自らの責任として対応していきたい。

**【島根県】**

**(住民向けパンフレット等の作成について)**

松江市の例も参考にしながら、一緒になって取り組みたい。

**(広域避難訓練について)**

毎年、30km圏内のいくつかの地区の住民の方に、実際にバスに乗って避難先まで行っていただく訓練を実施している。今後も、より多くの住民に参加いただくなど、3市とともに内容も工夫して計画的に取り組んでいきたい。こうした取組も含め、避難先自治体との理解促進、連携強化に取り組んでいきたい。

**〔安来市長〕**

**【安来市長】**

**(国の理解活動の取組について)**

国に対しては、しっかりと理解活動の取組を今後もお願いしたい。

**(県からの財政支援について)**

県からは、3市に対して交付している核燃料税を財源とする交付金について、原子力防災に継続して取り組むことができるよう、毎年度一定の額を保障する仕組みを検討していると回答があった。今後も原子力防災にしっかりと取り組めるよう支援をお願いしたい。

**(中国電力の安全性向上について)**

中国電力に対しては、回答にあったとおり、安全性向上の追求や安全を最優先にした取組、こうした取組の広報や住民への理解活動の継続が、非常に重要だと考えている。その点、しっかりと取り組んでいただきたい。

また、冬場を迎え、電力需要が増加する時期となるが、安定かつ低廉な電力の供給について、しっかりと対応していただきたい。加えて、周辺市への地域振興にも配慮していただきたい。

**【経済産業省（資源エネルギー庁）】**

広報活動、理解活動については、関係省庁も含め、しっかりと取り組んでまいりたい。

**【中国電力】**

安全を最優先にした取組や、その広報活動については、ご指摘のとおりであり、今後様々な工夫をして行っていきたい。

冬場の電力については、全国の電力会社の広域機関において、安定供給に向けた対応を行っている。中国電力においても、本年1月の教訓を踏まえ、電気供給にとって重要なL

③国・島根県・中国電力の回答に係る質疑・意見

NG等燃料の追加調達を行うなど、万全の体制をとっている。ただし、不便のない範囲での節電について、あわせてお願いしたいと考えている。

周辺3市への地域貢献については、従来から取り組んでおり、今後とも様々な意見をお聴きしながら、対応していきたいと考えている。

〔雲南市長〕

【雲南市長】

(原子力発電の必要性について)

住民説明会では、これまでも原子力発電所を稼働させずに電力供給できているとの意見が出るが、今後、原子力発電所を稼働しないこととした場合の影響を、住民にわかりやすく情報発信していただけると、住民が考えるうえでの材料になるのではないかと感じている。

中国電力からは、島根原子力発電所が稼働すれば年間450億円程度の燃料費の節減が見込めるとの具体的な説明があった。我が国の国際競争力維持・強化と国民生活の観点から安定的で安価なエネルギー供給の確保が重要という説明はあったが、より具体的にわかりやすい説明をお願いしたい。

(被災者支援の体制について)

原子力災害時には、原子力被災者生活支援チームを投入するとの回答があった。原子力災害への支援は、国全体で対応する印象を持っていたが、経済産業省から回答されており、疑問に思ったところである。内閣府を含め国全体で調整されたうえでの回答ではないかと思うが、確認のため国の支援体制について補足説明をお願いしたい。

(エネルギー政策のあり方について)

国のエネルギー政策においては、再生可能エネルギーの主力電源化をめざすという姿勢ではあるが、現状、様々な課題があり、不確実性があるがゆえに、原子力発電も必要という説明だと思っている。今後、再生可能エネルギーの課題解決に向けて最大限取り組む中で、飛躍的な技術進歩が起こらないとも限らない。

その場合、主力電源としての再生可能エネルギーの時代が早まり、現在のエネルギー政策のあり方も見直す時期が来るのではないかと考えている。

再生可能エネルギーに関する技術の進歩に応じ、原子力発電のあり方も含め、適切な時期に柔軟な対応をとられると考えているが、そういった考え方で良いか。

(周辺自治体への財政措置について)

支援策の例について説明があったが、これは一般的な施策なのか、それとも立地あるいは周辺自治体に対する特別対策なのか、説明をお願いしたい。

我々としては、電源三法交付金のような恒久的な財政措置がふさわしいと考えているが、その点についてコメントがあればお願いしたい。

③国・島根県・中国電力の回答に係る質疑・意見

〔雲南市長〕

(周辺自治体の意見を反映できる仕組みについて)

国から回答はあったが、周辺自治体の意見を反映できる制度、体制については中国電力との安全協定も含め、引き続き求めていきたい。国策としてのエネルギー政策を進めるうえで、国がしっかりとルール化する必要があると考えている。

各地域の実情を踏まえて対応すると回答されたが、地域の実情をどのように制度化、ルール化していくかが見えない回答であると感じた。

(原子力災害が発生した場合の賠償について)

中国電力からの回答の中で、UPZ外でも相当因果関係があれば損害賠償するという考え方をお示しいただいた。現行制度では、こうした回答になると認識しているが、住民説明会等では、福島県での事例を引き合いに、事業者あるいは国の対応を不安視する声が多い。住民に信頼いただけるような対応をお願いしたい。

(原子力災害時の業務継続計画について)

原子力災害時における県庁業務の継続について計画されているが、そういった部分も今後、情報提供いただいて、我々もしっかり市民に伝えていきたいと思っている。そういった部分での、今後一層の原子力防災体制の充実に向けてご理解、ご協力をお願いしたい。

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

(原子力発電の必要性について)

S+3Eのバランスをとることがエネルギー政策の基本である。本年1月は全国の電力会社でLNGの確保が相当難しくなり、電力供給が非常に厳しい状況になった。なんとかLNGを確保するよう努力し、あるいは融通し、計画停電を回避したが、その要因の一つとして、関西電力大飯発電所の3号機の稼働により供給された電力を全国で融通しながら使えるようになったため、電力供給が確保された例があった。

原子力発電所が稼働すると、電力供給が非常に安定するため、その地域だけでなく全国的な安定供給に繋がる効果がある。

コストの面では、現在、世界的にLNGの需要が非常に伸びており、原油価格とあわせてLNG価格が非常に高くなっている状況である。電力料金は、燃料費を反映させる制度があり、原油価格、LNG価格の上昇に伴って、全国的に電力料金が徐々に上がってきている。

震災前は、原子力発電で電力全体の4分の1程度を供給していたが、現在は5～6%である。さらに最近のLNG価格の上昇で、電力料金が上がらざるを得ない状況になっている。

これについても原子力発電所が安定的に稼働すれば、電力料金が抑制される、あるいは下げることが可能である。高騰しているLNGを買わずにすみ、コスト抑制になるため、電力料金や全体のコストにも良い影響が出る。



## ③国・島根県・中国電力の回答に係る質疑・意見

## 〔雲南市長〕

環境面では、原子力発電は発電時にCO<sub>2</sub>が発生しないため、そういう意味で温室効果ガス排出量においては、日本は比較的抑えられているが、原子力発電所が動きだせば、CO<sub>2</sub>が発生する機会が減ることになり、良い効果に繋がることになる。

安全性の確認、地元の皆さまの理解が原子力発電所を稼働させる大前提であるが、稼働すれば、電力の安定供給、発電コスト、CO<sub>2</sub>排出削減という面で一定の効果が出ることになる。

**(被災者支援の体制について)**

万が一、原子力災害が発生した場合、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部が設置され、同時に緊急事態宣言を出し、本部長が様々な指示を出せることが法律上定められている。

そうした指示の一つとして、原子力被災者生活支援チームが設置され、例えば、避難指示区域等の設定・見直し、除染等といった活動が動き出す。

本日は、経済産業省から説明しているが、原子力災害対策本部のトップは内閣総理大臣であり、当然、政府一体となって取り組むこととなる。

**(エネルギー政策のあり方について)**

再生可能エネルギーの主力電源化については、今回のエネルギー基本計画の中で、最大限導入していく方針を明記した。したがって、その方針で取り組むが、まだ不確実性の部分がある。太陽光、風力は、天候等によって変動するため、蓄電池の開発、系統の強化などを並行して行っていくが、さらに大きな技術革新があるかもしれない。例えば、効率が非常にあがる、非常に良い蓄電池が開発され、安価で簡単に導入できるようになれば、再生可能エネルギーが導入しやすくなる。

現時点、2030年度の電源構成では、再生可能エネルギーの比率は36～38%をめざしている。これも非常に高い目標だが、エネルギー基本計画に記載しているとおり、現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果、活用、実装が進んだ場合には、36～38%以上の高みをめざすこととしている。

さらに、エネルギー基本計画は、概ね3年毎に見直しを行うこととしており、その時点で再生可能エネルギーの導入が進んでいけば、改めて目標値を設定していくことも考えられる。

**(周辺自治体への財政措置について)**

資料に記載している支援事業の件であるが、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業という事業があり、事業としては継続して行っている。支援対象は、原子力発電所の立地自治体及び周辺自治体であり、その意味では皆さまにお使いいただくことが前提となっている特別な制度である。

**(周辺自治体の意見を反映できる仕組みについて)**

地域の意見を反映する仕組みについてであるが、我々も立地自治体のみならず、周辺自治体の意見をしっかりと聴く、あるいは政策の方向を説明しなければならないということで、周辺自治体の議会、住民説明会等も含めて対応してきている。

③国・島根県・中国電力の回答に係る質疑・意見

〔雲南市長〕

また、本日の会議のように同じ場で議論し、意見をお聴きして、それを反映していくということが非常に大事なことと考えている。こうした取組を、今後も是非やっていきたい。

各地の事情が相当異なるため、直ちに制度化するのは難しいというのが現状であるが、本日の会議のような場を使わせていただきながら、皆さまの意見をお聴きし、しっかり対応していくということだと思っている。

【島根県】

(原子力災害時の業務継続計画について)

原子力災害時のBCP（業務継続計画）については、既に県で策定しているもので、またの機会に情報提供させていただきたい。

【中国電力】

(原子力災害が発生した場合の賠償について)

UPZ外においても、相当因果関係があるということであれば、きちんと賠償することが基本である。福島の実例について様々な課題があることは承知している。ケース毎に様々な考え方があって、様々な対応が生じていると思うが、中国電力としては、十分誠意をもって損害賠償業務にあたっていきたいと考えている。

〔知事〕

【知事】

(県の要望事項に対する国の回答について)

今回の回答で、国の姿勢を確認させていただいたと考えている。その姿勢に基づいて、具体的な問題が解決されていくこと、具体的に要望、確認していかなければならないこと、国の関与が必要なことがあれば、引き続き対応していく必要があると考えている。

(3市の要望事項に対する県の回答について)

この議題については、県からの回答もあるが、姿勢としてお示しした項目もある。また、検討中の項目もある。個別の項目が具体化すれば、意見を伺いながら、3市の要望に沿って、適切な対応をしていきたいと考えている。

(避難道路の整備等について)

経済産業省から「本年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画においても、避難道路の整備や防災体制の充実などの課題に対し、政府として真摯に向き合っていくこととしている」との回答があった。閣議決定は、全閣僚の了解事項ということであり、内閣府、国土交通省に対して、避難道路の整備や防災体制の充実等について、島根県側の具体的な要望を改めてきちんと伝えていきたい。

(カーボンオフ実現に向けた公費負担について)

再生可能エネルギーの電源構成比率を、今より高めていくということになれば、賦課

③国・島根県・中国電力の回答に係る質疑・意見

〔知事〕

金が上がっていくことになると思う。受益者負担として、エネルギー利用者に対して負担を求めていくのは難しい状況になる。

電源立地地域、とりわけ原子力発電所の立地地域に対する電源三法は、恐らく利用者負担を原資としている制度だと思うが、その枠を広げていくのは難しい状況になっていくと考えられる。

今回のエネルギー基本計画の中で、原子力発電がカーボンオフの推進に重要な役割を果たすという側面を強調されている。しかしながら、カーボンオフの政策の中に原発立地の促進や原発立地地域に対する理解促進という観点での支援が拡充されているようには感じられない。利用者負担に帰すことが難しいのであれば、カーボンオフの実現に向けた公費負担、カーボンオフの政策体系の中から、そこに投入される財政負担の一部を充ててもらうことを考えていただく必要があるのではないかと。先々の話になるかもしれないが、そうした側面での検討もお願いしたい。

（安全文化の醸成について）

労働災害の分野で知られるハインリッヒの法則というものがある。重大事故が1つあると、29程度の軽微な事故があり、さらにヒヤリ・ハットという事故未遂が300程度あるというものである。

原子力発電所のオペレーションに、そのような数字が当てはまるかどうかは別として、構造は同じだと思う。我々は、安全文化の醸成、不適切事案が再発しないよう求めているが、そのためにミスができない、ミスが報告できない、といったことに繋がり、軽微な事故や軽微な事故に至りそうになった過失事案を確認し、改善する活動をしなくなってしまうことは大変危険だと思っている。

重大事故を起こさないために軽微な事故を無くす、軽微な事故を無くすために、小さなミス把握して、平素の一人一人の行動の中から改善すべきところを見出していくという形で対策を行い、協力会社の業務も含めて具体的な改善に繋げていただくことが、重大事故防止の大事なポイントだと思っている。

ミスを許さない、ミスを報告することを許さない文化になってしまうと、本末転倒であることから、安全対策の徹底と、起きたことに対する反省と改善を両立していただくことを是非お願いしたい。

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

（避難道路の整備等について）

避難道路の整備等については、内閣府、国土交通省とも共有して対応していきたい。

（カーボンオフ実現に向けた公費負担について）

カーボンニュートラルをめざしていく中でのCO<sub>2</sub>削減に係る措置についての負担のあり方ということだと思うが、様々な施策を考えていく中で、あるいはそれを組み合わせる中で検討していくべき課題だと思っている。

③国・島根県・中国電力の回答に係る質疑・意見

〔知事〕

先日、与党の税制大綱がまとまったが、その中にはカーボンニュートラルについての記載として、カーボンプライシング、税、排出量取引などを含めたポリシーミックスについては様々な影響も勘案しながら検討していくべき、との記載もある。

そういった負担のあり方も含めて、政策を組み合わせる中で、政府全体としても考えていかなければならない。今後の中長期的な課題であると思っている。

【中国電力】

（安全文化の醸成について）

非常に重要な示唆をいただいたと思っている。安全確保のための重要な業務として、協力会社も含め、不適切な状況になっていないかという情報を日々出してもらっている。その情報が、実際に対応すべき事項なのか判定し、事象の状況によってランク付けを行い対応している。とにかく適切でない状況にあると思われるものについては、全て情報として預かって対応している。具体的には、そうした情報が年間1,200件程度上がってくる状況である。

情報はできるだけ多く上がった方が良く考えているが、いずれにしても小さな芽をつぶし、大きなトラブルに発展しないよう日々業務に邁進しているところである。また、その状況については、中国電力のホームページで逐次公開させていただいていることを申し添える。

島根県議会提出資料
令和3年12月14日・15日 総務委員会資料 地域振興部地域政策課

## 島根県原子力防災安全等対策交付金の見直しについて

### 1. 見直しの背景

- (1) 島根原発の周辺3市（出雲市・安来市・雲南市）から、避難対策の強化などに必要な経費のうち国の補助制度の対象とされていないものについて、県に対して財政支援の要望があった。
- (2) 鳥取県内周辺2市（米子市・境港市）に対しては、鳥取県が中国電力からの寄付を財源とする交付金を交付しているが、その水準に比べて、島根県から周辺3市への交付金の交付額が低い。

#### 鳥取県交付金の交付状況（R3年度）

鳥取県内周辺2市について、島根県の交付金に準じて交付割合を計算（※原発30km圏内の人口・面積で計算）すると1%となるが、両市に対する鳥取県からの交付額（20百万円）は、交付割合の2%の安来市や雲南市への交付額（15百万円）を超えている

鳥取県からの交付額  
(中電からの寄付金を財源)

米子市 20百万円

境港市 20百万円

【交付割合1%に相当】※

島根県からの交付額  
(核燃料税を財源)

安来市 15百万円

雲南市 15百万円

【交付割合2%】※

### 2. 見直しの方針

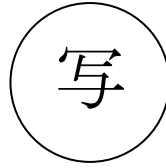
- (1) 国からの交付金等や固定資産税の税収等の原発立地に伴う財源が少ない周辺3市が原子力防災等に継続して取り組むことができるよう、交付割合で計算した額が、鳥取県内周辺2市への交付金の実績をもとに設定した基本額を下回る場合は、その基本額を交付額とする仕組みを令和4年度から導入
- (2) 基本額は、周辺3市それぞれの交付割合について、上記1(2)を踏まえ、1%を20百万円として設定

#### 基本額の適用イメージ（R3年度ベース）

【現 状】		【基本額を保証した場合】	
交付割合・交付額		交付額（現状との差）	
松江市	12% 90百万円	→	90百万円
出雲市	4% 30百万円	→	基本額 80百万円（+50百万円）
安来市	2% 15百万円	→	基本額 40百万円（+25百万円）
雲南市	2% 15百万円	→	基本額 40百万円（+25百万円）

※周辺3市増額分（計1億円）は、県分（交付割合80%・6億円）から負担

原 第 6 3 8 号  
令和3年12月14日



出 雲 市 長 様

島根県知事 丸 山 達 也  
(防災部原子力安全対策課)

『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく手続きについて（依頼）

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、島根原子力発電所2号機につきましては、本年9月15日に原子力規制委員会から設置変更許可が出され、それを受けて中国電力㈱から本県に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条に基づく事前了解のお願いがありました。

また、同日、経済産業省から本県に対し、島根原発2号機の再稼働を進める政府方針への理解を要請されました。

島根原発2号機の再稼働判断に当たっては、住民説明会、住民団体の代表も参加する安全対策協議会、専門家である原子力安全顧問のご意見をお聴きしておりますが、今後、貴市をはじめとする関係自治体、県議会のご意見を伺い、総合的に判断する考えです。

つきましては、『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づき、貴市の「考え」をお聴かせいただきますようお願いいたします。